

淀川水系流域委員会 第40回委員会

議 事 録

(確定版)

日 時：平成17年 3 月14日 (月) 16:00 ~ 19:25

場 所：国立京都国際会館 本館 2 階 Room A

〔午後 4時00分 開会〕

○庶務（みずほ情報総研 中島）

皆様お待たせいたしました。定刻になりましたので、また委員の皆様の出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第40回委員会を開会させていただきます。司会は流域委員会の庶務をさせていただきますみずほ情報総研が担当させていただきます。

審議に入ります前に事務的な確認、お願いをさせていただきます。まず初めに配布資料の確認でございますけれども、資料の議事次第の後ろに配布資料リストがございます。大きく報告資料と審議資料というような形で分けてございますけれども、リストにありますように、報告資料が4点、審議資料が5点ということで、1点1点読み上げることは省略させていただきますけれども、リストと中に入っている資料を照らし合わせていただいて、不足等がございましたら庶務の方に伝えていただければと思います。このうち審議資料3につきましては、表の紙でございますけれども、これにつきましては河川管理者の方から提供をいただいている資料でございます。

続きまして発言に当たってのお願いをさせていただきます。黄色い紙で発言に当たってのお願いという紙を1枚入れさせていただきます。発言をいただく際には必ずマイクを通してご発言いただく、あとは発言の冒頭でお名前を言っていただくということでお願いいたします。また、一般傍聴の方々につきましては、審議の終了後に一般傍聴者からの意見聴取ということで発言の時間を一括して持たせていただく予定でございますので、委員の審議中につきましてはご発言をご遠慮いただければというふうに思います。携帯電話につきましては電源を切る、あるいはマナーモードに設定いただくということでお願いいたします。

それでは寺田委員長、議事の進行をお願いいたします。

〔報告〕

○寺田委員長

それでは開催させていただきます。きょうは主な議題が規約改正ということで、委員の皆さんに出席方を強く要請をさせていただいて、時間どおり3分の2以上の委員の皆さんにご出席いただきましてありがとうございます。

一応きょう予定をしております審議事項に入る前に報告事項というものから入りたいと思います。従来ちょっと報告事項と審議事項というふうには分ける形をとってなかったんですけども、これからはこれを区別してやっていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

1) 新委員からの自己紹介・抱負

○ 寺田委員長

報告事項の1番目は前回の委員会でご出席の傍聴者の方から、この2月から新しく委員になられた方の抱負をぜひお聞かせいただきたいというご趣旨の発言がありました。継続委員、私も含めて同感でもありますので、短い時間で恐縮ですが一言ずつ抱負をお述べいただきたいと。あらかじめ文書で抱負を書きいただいております。これは報告資料1ということで置いてありますけども、この中のエキスの部分だけをお1人2分ぐらいで、できたら抱負をお述べいただきたいというふうに思っております。

順序は特別ありませんので、恐縮ですが私の左の方からこう回って、次にまた右の方へ回るという順序をお願いをしたいと思いますので、まずは千代延委員の方からずっと回っていただきます。

一番手元のところ、マイク口というところをぽっと押して。

○ 千代延委員

千代延です。まだマイクの使い方もわからないような調子でちょっと緊張しております。私は今まで長いこと傍聴席の方からいわば観客席に長いことおらしていただいた者ですが、今度はプレーヤーとして一回やってみたらどうかというお許しをいただいているわけです。

これから何をするかということですが、私はこの委員会を長いこと傍聴してきましたのは、あるときこの委員会の提言が目につきまして、この新しい川づくりの理念というものに大変強い共感を覚えたからです。それまでに中海の干拓とか、長良川の河口堰とか、今もやっています有明湾の諫早干拓ですね、そういったものを見ていて、これはちょっと余りにも環境破壊もひどいし、財政的にも大変な負担になりよるというような問題意識を持っていました。そこへ、そうした新しい川づくりの理念というものに会いました。

それなら、私も定年を過ぎまして体もフリーの身ですので、何かこういうことにかかわることはできないかということで傍聴に来ておったわけです。これまでの委員会を見させていただいておまして、この委員会の今からの務めというのは何か。理念が大変立派なものが出ているんですけども、現実とはかなり距離があるものですから、皆さん、各委員が知恵を出し合ってそれをいかに埋めていくかということが大きな使命だろうと思っております。

この28名、私を除く27名の委員の方を見ますと、専門分野で大変な専門知識やいろんな経験をお持ちの方がおられますし、また住民連携のそういった専門の方もたくさんのノウハウを持ってここに顔を出していらっしゃると思いますので、応募したものの私が一体何ができるかということで、ちょっとちゅうちょしているわけですけども、一般市民としての常識と、一応納税者でもありま

すので、納税者の視点という、この2つを私の固定した見方、アングルとして持ちまして、少しでもお役に立てればと思っています。よろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願いいたします。ありがとうございました。

○村上興正委員

4 ページ目の最初のところに要旨が書いてあります。1975年に日本生態学会で、淀川の河道改修計画と淀川河川公園計画についての要望というのを出しまして、とにかくこの現在の河道改修計画とか公園計画が実施されると淀川の自然環境はめちゃくちゃになるぞという話を警告しました。しかしながら、それが実行されまして、その結果として今自然環境というのは非常に細々とした状態になっています。それを何とか昔のように復活させたいと思っています。下から5行目に書いていますように、過去の淀川の管理が人の生活を中心に考え、治水と河川敷のグラウンド化を進め、そこに生存している生物のことを無視した結果であると思っています。近年やっと生物多様性の保全や自然再生の重要性が認識されましたが、それをどのように具体化するかが問題なのです。野生生物を保全しながら人の生活も豊かにする方策は可能と思っています。その面で、またそういう視点でこの問題に取り組んでみたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○寺田委員長

それでは、金盛委員、どうぞ。

○金盛委員

金盛でございます。私は大阪府の土木行政、とりわけ河川行政に長く携わってまいりました。このたび淀川の整備計画についての議論の場に参加するという機会をいただきましたことを大変名誉に思っております。しかしながら、同時に大変重い仕事でございまして、課せられた責任を果たすことができるのかどうか不安な面もございます。しかし、お受けいたしましたからには淀川水系の事情につきまして大いに勉強をしまして、また教えてもらいまして、その役割が果たせたらなと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○寺田委員長

それでは、澤井委員どうぞ。

○澤井委員

摂南大学の澤井でございます。私は今、淀川愛好会という市民活動の事務局をやっておりますけども、人が水辺からかなり離れてしまっているということについて非常に懸念を持っています。まずは人々が安心して水辺に近寄ってくれるような施設整備、あるいはそういう制度づくりとい

うことを推進していければと思っています。

環境教育ということが非常に今叫ばれていますけども、やはり私たちが先輩方から受け継いできた歴史遺産、そういったものを子供たちに正しく伝えるということに力を注いでいきたいと思っています。

この流域委員会については、私は傍聴ということも全く来たことがなくて、ただ、いろんなレポート類はよく読ませていただいていたので、ときには河川敷の利用なんかについて意見を提出させていただいたこともあります。それから、余野川ダムに関する住民対話討論会というもののファシリテーターを務めさせていただいて、いろんな意見の方々の調整ということは少し失礼ですけども、みんながお互いにやっぱり自分の思っていることはきちっと言う、しかし相手の言われることもきちっと聞くというような、そういう場づくりというようなことに務めてきたつもりです。

この今回の委員会でそういう場面があればまたいろいろ発言をしていきたいと思いますが、特に私が最近やっています水面利用ですとか、あるいは河川敷の利用について、環境保全とどう両立させていくのかというところで発言をできたらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○寺田委員長

それでは谷内委員、どうぞ。

○谷内委員

谷内と申します。谷内と書いて「やち」と読むのは非常に読みにくいと思うんですけど、「やち」と読んでください。私はこの新規委員の抱負という課題をいただいて、いろいろどういうふうにかかわったらいいのかというのを考えました。結局、1つは研究者として、もう1つは生活者としてかかわるのがいいのではないかと自分では結論を出しました。

私自身は今総合地球環境学研究所という地球環境問題を扱う研究所で流域管理という課題にかかわっています。そこで私自身何年かやってきたわけですけど、感じたことは流域管理、きょうの淀川水系流域委員会にもかかわることですけど、こういう広いテーマだと1人の研究者あるいは個別の学問分野だけでやろうとすることには限界があると。そういうことを認識した上で新しい学問、しかも流域管理は非常に具体的でいろんな人に影響が及ぶ課題を扱うわけですけど、そういうものに対して臨床的に役立つ学問というのはどういうものであるか、そういうものを私自身考える基盤としてこの委員会にかかわっていききたいと思っています。

もう1つはやはり生活者としての実感というものが非常に大切ではないかと感じています。特

にまだ淀川水系は非常に広いですから、私自身が実感を持ってない地域での課題というのも非常にたくさんあります。そういうものに対して私自身がどれほど実感を持って、あるいは大事な問題と感ずることができるか、それが私自身が今後この委員会に対してしっかりした取り組みができるか、発言ができるかというふうに感じております。実際には研究者としてのある意味ちょっと突き放した俯瞰的な見方と、生活者として具体的にどういう問題が大事であって、自分はこういうふうにしていきたいかという、そういう2つの視点を行き来することになると思いますが、その中からこの淀川水系流域委員会に対して何らかの貢献をしていきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○寺田委員長

それでは今度は逆の方で、村上委員。

○村上哲生委員

名古屋女子大学の村上と申します。私の専門は陸水学といいまして、川や湖の学問、つまり塩気のない水を対象として生物や化学、物理をやるような仕事をしております。私はもともと大学の先生ではありませんでして、最初は自治体の水道や、それから環境や、そういった経験を経て、今は家政学部の方で環境問題を教えている立場になっております。

私が一番興味を持っている問題はダム、河口堰などの河川の横断的な構築物、それが上流や下流にどのような影響を及ぼすかということでもって、天竜川、木曽三川、それから吉野川、球磨川などで調査を行っております。私が今までのこういった仕事をしてきた最初のきっかけが長良川の河口堰問題だったんですけども、河口堰問題、その河口堰も上下に大きな影響を与えるんですけども、それよりもさらにダムというのは環境に大きなインパクトを与えるということに、やっと実感を持ってデータを伴って議論ができるようになってきたところです。

そういった経歴ですので私は割とダムにはまだ否定的な意見を持っています。環境問題については中立的な立場というのはなかなか難しいところがあるんですけども、そういった自分の考え方の偏りなどを意識しつつ、なおかつ科学的に、具体的なフェアな議論をしていきたいというふうに思っております。抱負としていろんなことを言わなきゃいけないかもしれませんが、とりあえずは部会、ワーキングなんかに属しましたら、そういうのにサボらずにできるだけ頻繁に出席することを私の抱負としたいというふうに思います。以上です。

○寺田委員長

では、綾委員どうぞ、お願いします。

○綾委員

大阪工業大学の綾でございます。もともとは土木工学の河川を研究しているんですけども、ちょうど私は今の勤務先の大阪工業大学が淀川下流の城北ワンド群というすぐそばにございまして、城北ワンド群を中心とした淀川の生態系の研究を始めまして10数年になります。専ら今やっておりますことは、淀川下流の自然生態系の保全あるいは復元という課題を中心にやっております。

1 ページ目に書いてありますが、淀川水系との付き合いというのはもう37年ぐらいになりまして、この間京都府と滋賀県とそれから大阪府に住んでいます。淀川とは、先ほど申しましたようにもともと土木の河川の研究者でございますので、水の流れとか水質とかそんなものを中心に研究しておりましたし、あるいはスポーツとかハイキングとか、そういった趣味とか、そういった場でもあるわけです。

今専ら淀川の下流の方から上流側を向けて見ているわけですけども、30年前は上流の方から下流を見て、余り下流の方は見てなかったんですけども、随分琵琶湖も変わっているなということ認識しております。淀川下流の問題を扱うには上流の琵琶湖とか木津川、桂川とか、そういった問題もどうしても避けて通れないようなことかと思っておりますので、あわせて勉強していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○寺田委員長

では、岡田委員、お願いします。

○岡田委員

京都大学防災研究所の岡田と申します。私の専門は社会基盤の整備計画、特にシステム科学的な視点からどういうふうな選択の仕方をすればいいかということをずっと勉強しておりますが、その間ずっと対象として水資源システムとか環境システム、それから防災の問題、社会システム、都市システム、そういうところを包括的に見ていく立場から研究しています。ここでは流域のマネジメントのあり方ということについて、多少でも何か私なりのお役に立てばというふうに思っております。

そこにも書いてありますが、私はこの委員会、こういう機会を与えていただいて大変ありがたいと思うんですが、一種の社会实践と自己研さんの場であると考えています。この委員会は流域マネジメントモデルという日本の将来を築く一つの新しいモデルをつくろうとされているんじゃないかということで、微力ながら何らかのお手伝いできればと思っております。

ちょっと今気がついたんですが、「抱負」で書いたんですが、慣れないことを書いていますのでシガラキノミヤ（紫香楽京）というのに「香」という字がどうも抜けているみたいです。子供

のころにこういう歴史的なつながり、いろんな結びつきと流域とのかを考えるとということ、そういうことを考えたなということを今思い出しております。ということで、流域システム、社会システム、また機会があれば流域の診断という考え方、それからそれをリスクという観点からどういうふうに見ていくかというところで何かお役に立てればというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○寺田委員長

それでは高田委員、お願いします。

○高田委員

私は来年で創立30年になる大阪自然環境保全協会という社団法人に属しています。その団体の推薦を受けて応募しまして、それできょうはこの席に来られるようになりました。

ここの新委員の抱負のところにも書きましたけれど、私は土木工学の地盤工学が本職です。去年の台風で相当幾つもの川が破堤してすさまじいことになりました。確かに地方の川へ行きますと堤防が見ただけでも非常に貧弱な、のり勾配が大きいとか、天端幅が小さいとか、そういうものがありまして、あれは幾らダムをつくっても多分もたない、ダムの流出抑制というのは非常に大きな力を発揮するんですが、最後はやはり壊れない堤防、流域委員会の意見書でもそれが治水の落ち、話の落ちになっていると思います。そういうことを具体的に今問題になっている河川で調べていきたいと思います。

流域委員会のまとめた意見書の中でちょっと物足りない点はコスト、コストの問題が全然書かれていません。やはり日本はもう財政の話をする必要もないほどすさまじい状態になっています。そういう点を考えて、やはりコストパフォーマンスというのは物すごく大事な観点、堤防の強化とか、あるいは河道掘削とか、そういうふうなものと流出抑制に対してダムを含んでいろんな方法があるんですが、その辺のどれが一番効果的で、致命的な悲惨な状況をどうすれば最低限クリアできるか、そういう点で技術的な点を中心に考えていきたいと思います。

もう1つは私は淀川環境委員会の委員もやっていまして、大堰から下流の汽水域の部会長もやっています。淀川の自然環境に対してはもう下流域は海と一緒に、そこへやはり淀川本川の水を入れてやらないけない、大川への放水、琵琶湖の水位の問題、この辺が全部絡んでくると思います。非常に難しい問題だと思うんですが、その辺もちょっと興味を持っておりますので、勉強しながら議論していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○寺田委員長

それでは、戸田委員、お願いします。

○ 戸田委員

漁業関係、滋賀県漁業青年会から来ました戸田といいます。よろしくお願いいたします。前任の皆様の委員会活動の総括にかかわる意見というのを拝読いたしまして、すごく痛いほどこの責任の、使命の重大さをひしひしと感じました。その中でもビワコオオナマズの産卵時期、1回こっきりだったんですが深夜にかけて前任の委員であります今本先生の方と面識をつくらせていただきました。

今本委員の5ページにわたる意見の中ではきついことを書いているんです。これはまさに私のような者にあてているんじゃないかなと、地域の特性に詳しい委員などは何者かも判断できん、判然としない、彼らの発言を聞いても河川整備を検討するだけの力量があるかどうかもわからない。まさに私のことかなと思ったんですが、その今本委員は当初やる気になれなかったとおっしゃっています。私はもう身震いするほど体がかちんかちんになっていますけれども、やる気だけはみなぎらせているのでよろしくお願いいたします。

この場につかせていただきますのに、子供のころより川の楽しさ、辛うじて小学生のときに、小学校まで逃げた思い出もある川の怖さを知っています。と同時に、琵琶湖、淀川水系の恩恵を享受し、まさに川に生かされて生活させていただいている1人としてこの場につかせていただきたいと思います。

同じ漁業者で、宮城県、気仙沼の方で漁業をされている方がおっしゃっているのに、森と川と海がつながる、その一つになったところに人間の大切なものがあるとおっしゃっています。私はこの本を読ませていただいたとき、まさにこれなんやと、滋賀県はちょっとおくられているぞと、淀川水系はおくられているぞと感じていた矢先にこれが4年前から始まったように思われます。川が川をつくる、それを手伝うという考え方を念頭にと、まさにこれを大切に、同時にこの席につかせていただきたいと思います。

今もその1つです、稚拙な意見、見解で申しわけないんですが、この連続になろうかと思えます。他委員の方、関係する皆様には多々迷惑をおかけすると思いますが、よろしくお願いいたします。

もう1つ最後にやり玉でも何でもありません、今本委員の方にありました次期委員に希望という欄で、最低限の必要条件是委員会への出席であると。むち打って寄せていただこうと思うてます。しかし、その後なんですね、人間が人間活動または人間のつくってきたものにおいて生き物がついてこれない、または順応できない生き物が多々いたことだと思えます。今、人間がつくり出したもののなかでメールというやつですね、先生はの中でメールのできない委員は失格かもし

れないと、失格だとは言いついておられないんですが、失格かもしれないと言われてますので、これは私は申しわけないです、大至急、パソコンは持っているんです、持っているんですが、メールが使いこなせないもので、メールをした暁には、こんにちとは今本委員の方に最初のメールを送らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○寺田委員長

きょう今までご出席の中で10名の新しい委員の皆さんから抱負を語っていただきました。新しく委員になられた方は13名おられますけども、そのうちの10名の方からお伺いさせていただきました。また、残る3名の方は何かの機会のときにというふうに思います。

2) 地域部会の委員構成について

3) 副委員長、副部会長について

○寺田委員長

それでは次の方に移させていただきます。報告事項の2)と3)、これは一緒に報告をさせていただきますけども、冒頭に先に報告をさせていただきたいのは、前回の委員会で従前委員長代理というふうに言うておりましたが、三田村委員に前回ご欠席のところを私の方で指名をさせていただいてお願いをしたんですけども、その後今回の規約の改正の中身を私の方で検討をさせていただく中で、今まで委員長代理と言うておりましたが、今後副委員長というふうに名称を変えたいと思っておりますけども、委員長と副委員長はすべての地域部会、それから今後発足するであろうテーマ別部会、それからワーキンググループ、こういうものにはできる限り手分けしてでも、委員長か副委員長は必ずだれかが出ているというふうな形でやっていきたいというふうに思っております。

その関係で副委員長さんをぜひもう一方お願いをしたいということで、今本委員にもう一方の副委員長さんになっていただくようお願いいたしましたので、その点ご報告をいたしますので、ご承認をいただきたいというふうに思っております。

あとはこの4つの地域部会の委員構成につきましては、前回の委員会でご希望等を確認しまして、一応の確定をいたしましたけども、その後当初お申し出のあった地域部会について数名の方から所属がえといたしますか、ほかの部会にというふうなご希望もありまして、最終的に確定をしましたのが、きょう報告資料2-1、それから2-2ということでお配りをしておりますものでございます。当面この委員構成で各地域部会の仕事を開始していただくということをお願いしたいと思います。

なお、前回も申し上げましたけども、地域部会の所属は一定、仕事が進む中でどうしても委員

の方が地域部会の所属をかえたいというようなことがありましたら、それは遠慮なくお申し出いただければよいかと思いますので、当面こういうふうな委員構成で立ち上げをしたいというふうに思っております。

それから、部会長さんは前回一応決まっておりましたけども、従来の部会長代理は今後名称を副会長というふうに名称変更いたしますけども、部会長さんと副部会長さんにつきましても、この報告資料2 - 1に出ておりますように各部会で決めていただきましたので、この点もあわせて報告をさせていただきます。

次に報告の最後、4) 庶務の方からの状況報告をお願いいたします。

4) 庶務からの状況報告

○ 庶務（みずほ情報総研 篠田）

それでは報告資料3です。前回委員会以降の状況報告をいたします。会議としましては2月5日の第39回委員会及び第42回運営会議が、2月19日になりますけど、この2つの会議が開催されております。それぞれの結果報告に関しましては本紙の2ページ、4ページに掲載しておりますのでご参照ください。簡単ですけど以上です。

〔審議〕

○ 寺田委員長

それでは報告事項を終わりました審議事項に入らせていただきます。冒頭に申し上げましたようにきょうの一番メインの審議事項は規約改正であります。規約改正をするためにはこの委員会の委員総数の3分の2以上の出席が必要です。28名の委員ですので3分の2以上といいますと19名、きょうの委員会の開催時において既に19名の委員がご出席でしたので、現時点においても規約改正の定足数は足りているということで庶務の方いいですね、そういうことで。

○ 庶務（みずほ情報総研 中島）

はい、結構です。

○ 寺川委員

委員長、ちょっといいですか。

○ 寺田委員長

はい。

○ 寺川委員

今、第42回運営会議の結果報告が庶務からあったんですが、やはり少しは内容についても触れていただかないと、全くわからんまま次の議題に入っていくということになりますので、大筋で

結構ですのでご報告いただきたいと思いますと思うんですが。

○寺田委員長

おっしゃるとおりですから、運営会議というのは非常に重要な事項の基本的なところを検討しておりますので、ポイントだけ説明をしていただきますよう。

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

それでは運営会議の資料に関しましては4ページですね、ここに審議内容と決定事項がありますので、全体の決定事項のところに関して本文に沿ってちょっと説明させていただきます。先ほど委員長が言われました委員長代理の件に関しましては、副委員長ということで三田村委員と今本委員にご指名されました。それで、3名体制で今後委員会を進めていくという形です。

それから、委員会の部会構成に関しましては先ほどお話がありましたように、一応運営会議で決定になっております。

規約改正に関しましては今回の委員会までに運営会議でもってその案を、たたき台を審議しまして、それをつくったものを添付しております。

テーマ別部会に関しましては、運営会議で話し合われておりまして、この席におきましては住民参加部会、利水及び水需要管理部会をつくってはどうかという意見が出ております。ワーキングに関しましてはいろんな委員のご意見もあるということで、次回第41回の委員会までにこれを検討していこうという話になっております。勉強会に関しましてはアンケートをとって、それで実施に向けて動き出すという話になっています。

以上でよろしいでしょうか。

○寺田委員長

もし質問されたいことがありましたら、この前のこの運営会議は主にはきょうの全体委員会でどういうふうな議題を議事とするかということ、特に規約改正の中身について検討いたしました。検討した結果はこれから審議事項の提案をさせていただく内容をこの運営会議で検討したということになりますので、これからの審議事項の中身のところ、運営会議の一定の議論を経て提案をさせていただくというふうに理解をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

1) 規約改正について

○寺田委員長

それでは、審議事項の1番ということで規約改正のところから。審議資料1、この規約の改正案の後ろの方に既存の規約と、それからこの提案をさせていただく改正規約案というものの対照表をつくっておりますので、これを主にはごらんになりながら、まずは説明をお聞きいただいて、

その後もし疑問の点がありましたらご質問を出していただいてというふうに思いますけども。逐条的に順番にとりあえず私の方から説明をさせていただきます。その後ご質問があればお受けしたいというふうに思っております。

第1条は変わっておりませんので、第2条、目的規定、この目的規定につきましては前回河川管理者の方から当委員会に対するいわゆる諮問事項というものを明確にされたわけですが、これは前回の委員会の配布資料1-1、これは2月のこの組織がえ以前の委員会でも既に出されておったわけですが、この内容について諮問事項についてそれをそのまま（1）から（5）まで5つの任務諮問事項というのがございます、これを目的規定にそのまま上げてあります。

本文のところの表現が現在の規約とちょっと違ってあります。従来は意見を述べるというふうにしておりましてけども、今回は意見具申または答申を行うことを目的とするというふうに変えています。これは意見を述べるということでも別に構わないんですけども、答申というのはまさに諮問事項について端的に意見を述べるというのが答申なんですけども、その諮問事項に全く関係ないことはないけども、ちょっとはみ出す部分があるような意見を出す場合は意見具申になるかなというようなことで、ちょっと膨らまして意見も言えるようにしたいなと思って書いてはありますんですけども、端的には変わりません。

基本的なこの委員会の使命は諮問事項に基づいて意見を出すということですので、各意見を述べる対象となるものは管理者が示された（1）から（5）までということで、そのまま上げさせていただきました。特に（4）と（5）、（5）は今ただちにということじゃないわけですが、今後時間的に（4）が（5）になるということになりますけども、従来この委員会の職務ではなかった部分が、いわゆる評価という点が入ってくるというのがこの目的規定の一番大きい違った点だというふうに思います。

次のページにいきます。第3条、委員会というところの規定です。第3条の1項、2項は全く変わっておりません。第3項は旧規約、これから旧規約と言わせていただきますけども、まだ旧じゃないんですけども、旧規約と新規約というふうに簡単に言わせていただきます。旧規約ではこの第3項は、ここに載っておりますように委員会の委員というのは別表でもって示しております。そうしますと、委員会に交代等があったときに一々規約改正をやらなくちゃいけないということで、別表として規約につける必要はないんじゃないかということで、これはもう外そうということで、削除するというのがこの第3項に関する提案であります。もちろん委員会の委員の選任とかというようなことは何も変わらないわけですが、規約からは委員さんの名前とか所属とかいうものを外しておくということであります。

次に第4項も変わっておりません。第5項はこの委員会の意思決定、いわゆる議決数を定めたものであります。過半数、これは出席委員の過半数だという点は従来と変わりません。変わっているところは可否同数の場合に議長の決するところによるというのがつけ加わっている点が変わった点であります。これも特別要るというわけじゃありませんけども、通常こういう規約の中には、可否同数の場合というのは余りないんですけども、置くのが通例でありますので、それに従って追加をしてみたわけであります。

それから、第6項につきましては少し変わっております。この2月以前、特に淀川流域委員会発足の当時は全体委員会の委員さんと地域部会の委員さんとが完全に一致はしてなかったんですね。全体委員会だけの委員さんというのもおられました。それがもう変わっておりますので、そういう点からここは修正を要するということで修正をさせていただきました。

第7項は新設の規定であります。この委員会で従来、現実に運用として、委員会の委員による内部的な検討会、学習会、現地視察、いろいろの形で実施をしてきまして、検討を進める1つの手段としてやってきたわけですが。そういうものにつきましては河川管理者の方のご理解を得てやってきているんですけども、やはり規約上、根拠規定がある方がいいんじゃないかということでつくってみたわけですが。そういう趣旨での提案であります。

次に、第4条。第4条も新設規定です。先ほどご質問が出ましたが、運営会議に関する根拠規定なんですね。運営会議もこれまで非常に重要な仕事の分担をしてきたわけですが、実は規約上の根拠がないんですね。これはやはりちょっとまずいんじゃないかということで、運営会議というものの根拠規定、それからどういうメンバーでもって構成をするのか、何をやるのかということについての一番基本的なことを規定化したというものであります。

第1項は、運営会議のやる仕事の中身、内容に関するもので、2項はこの構成であります。「委員長・副委員長・部会長・ワーキンググループリーダー」、従前は委員長、委員長代理、部会長と部会長代理、それからリーダーとかいう名称があったわけですが、さっき言いましたように、委員長代理は副委員長さんに、それからあとは部会長さんとリーダーというメンバーでこれまでの4年間は運用してきておりますので、これに基づいた規定であります。なお、部会長さんが出席できないときは副部会長さんが出席することができるという規定も従来の運用どおりということで、こういう規定を新設したらどうかという提案であります。

何か僕に間違いがあれば途中で言ってくださいよ。

それでは、新規定でいえば第5条になりますけども、旧規定では第4条、部会というところの規定です。

まず、従前は、地域別部会、テーマ別部会の名称も、つくる部会は全部規約の中にしておったわけですね。そうしますと、場合によっては部会を統廃合するとか名称を変えとかいうときにすべて規約改正をやらなくてはいけないということになりますので、そういうところまで規約で書いてしまうんじゃなくて、部会を設けるということだけ規約に書いておけばいいんじゃないかということで、第1項は改訂の提案なんです。新しい方の第5条1項にありますように、「地域別又はテーマ別の部会を設けることができる」というふうな規定に改めておいたらどうかという提案であります。

旧規約の第4条の2項は削除をすると。委員会の判断で部会を細分化することができるという規定だったんですけども、これは、これまでの委員会が53名で発足をして、最終52名でしたけども、非常に大きな世帯の委員会で、こういう必要性が当初考えられたものでつくられた規定なんですけども、これが実際に運用されたことはありません。今回28名になったということもありますので、必要ないだろうということで削除を提案する次第であります。

それから、旧規定の第3項は、そのまま新しい方の第2項になったというだけであります。

次に、新しい方の5条3項は新設の規定であります。「各部会の委員構成は、委員会がこれを決定する」と。旧の第4条4項では、各部会の委員構成を、やはり先ほどの委員会と同じように別表でもって規約につけておりました。この部分は削除をして、それを最低限補充するものとして、この新しい方の第3項、「部会の委員構成は、委員会がこれを決定する」という規定をつくるというふうにしたいと思うわけです。

それから、旧第4条5項が新第5条4項で、ほとんど変わっておりません。違っているのは、「部会は、」の次、「委員総数の」というふうに書いていたのを、「部会」というのが入っています、「部会委員総数の」と。これは概念を明確にしておくというだけの改訂であります。

次に、新しい方の第5条5項は、先ほどの委員会と同じように、「可否同数のとき」の規定を盛り込んだということであります。

次に、新の方の第5条6項は新設の規定です。先ほども委員会のところで新設をいたしましたけども、同じように部会においても、従来部会内部の検討のための学習会とか検討会、もしくは現地視察、こういうものを実施してきているという経過がありますけども、そういうものをやはり規約上、部会としてもできると明確にしておくということで創設した規定であります。

次に、ワーキンググループ、これは新の方は第6条で旧は第5条ということになっております。

この第1項のところで変わっているのは、新の方の一番最後に下線を引っ張っていますが、「設けることができる」というふうに表現が変わった点だけです。

第2項は少し変わっております。旧の規定の第2項は、「WGのリーダー及びメンバーは、委員長が指名するものとし委員会が決定する」と、「委員長が指名する」というふうに委員長個人となっておったんですけども、これはちょっとまずいんじゃないかと。実際にはこういうことはやってなくて、運営会議で検討して運営会議で決めておりました。そのことに基づいて、規定を「運営会議の推薦にもとづき委員会が決定する」というふうに改訂をしたらどうかという提案であります。

第3項のところは、もとの第3項にも同じような規定がありました。「専門的知識を有する者を追加することができる」と従来規定されていたところを、「専門的知識を有する者に委嘱し、必要な調査、研究、報告を依頼するよう整備局長に要請することができる」というふうに規定しております。どなたか委員を新しく追加する場合と同じような規定なんですけども、この規定は、委員を新しく追加するんじゃないくて、ある一定の事項に関して、専門的な知識を有する方から何らかのご意見なり報告というものを聞かせてもらうとか、場合によってはペーパーをつくってもらうとかいうような必要性が生じる場合があるということを想定した規定なんです。それは委員会が勝手にあれこれだれかに頼むというようなことはできないので、整備局の方に要請をしてご承認を得てやらせていただくということで、委員の追加と同じような手順を規定化したものであります。

次のページ、新の第7条、委員長及び部会長などというところの規定です。これは旧の方の第6条になります。

この第1項では、先ほど来申し上げていますように、従前委員長の代理、それから部会長の代理というふうに「代理」という名称になっておりましたものを、「副委員長」「副部会長」というふうに名称を変更して、その上で委員長と副委員長、部会長と副部会長を置くと、設置規定として第1項を整理をしたものです。

次が第2項で、旧の方の第2項にも、「委員長及び部会長は、委員会で委員の互選により定める」と規定がありました。つまり、委員長を委員会で決めるのはいいんですけども、部会長さんまで委員会で決めるというふうになっておったわけですね。部会の自主性を尊重するという点からいくと、ちょっとこれはまずいんじゃないかと。実際には部会で決めてもらっているんですけども、そのとおり、この新の方は、委員長は委員会の委員、部会長は部会の委員の互選によって決めるというふうに改めようという提案であります。

次に、第3項。新の第3項は、副委員長さんは委員長が、また副部会長さんは部会長さんが指名をします。これも従来こういう運用でやってきたわけなんですけども、この規定を置きました。従

前も、こういう書き方はしていませんけども、旧の第6条5項と6項に「あらかじめ指名する」という規定がありました。これをもう少しわかりやすく規定化しようということで新しい方の第3項で規定を設けたわけであります。

次の、新の方の4項と5項は、旧の方の第3項と4項の規定を少し具体化したものであります。つまり、委員長さんと部会長さんがどのようなことをやるのかという権限事項なんですね。これは従来「会務を総括する」というふうに書いていたんですけども、非常にわかりにくい文章ですので、もう少しわかりやすくしようということで具体化した規定にいたしました。これが改訂の提案です。

それから、新しい方の第6項と7項は、古い方の5項と6項とほぼ同じような規定であります。委員長さんもしくは部会長さんに事故があるときには、その副委員長さんもしくは副部会長さんが代理をしてやりますという規定であります。

最後、この第7条の8項は新設規定です。委員長さん、副委員長さん、部会長さん、副部会長さんといういわゆる役を仰せつかった人の任期規定で、これは従前ありませんでした。任期を定める必要があるだろうと、それも1年としよう。ただし、「再任を妨げない」。なぜ1年としようと言うかといいますと、こういう長たる者はやはり緊張感を持って仕事をしなくちゃいけないだろうと、それからその1年間やった仕事について信任を得られれば再任をされるかもしれないということで、こういう規定の仕方をして、新しく規定を設けたらどうかという提案であります。

次に、新しい方の第8条、もうこれでほぼ終わりますので、長くなって恐縮ですけども、議事に関する、これも非常に大事な規定なんですけども、旧規定では第7条です。

この第1項の規定は招集に関する規定で、旧の第7条1項にももちろんあったわけなんですけども、何を補充したかといいますとこの後段の方のただし書きなんですね。これは今回もそうなんですけども、委員長さんが選任される前に任期切れになった委員会をだれが集めるんやという疑問が生じるということで、もちろん部会も同じであります。任期切れ後の第1回、初回の委員会なり部会なりをだれが招集するのかということがわかるような規定をやはり置いておくべきだということで、この1項にはその点についての規定が盛り込まれています。

第2項は、旧規約の第7条2項と変わりません。

第3項は基本的に新設の規定であります。先ほども申し上げましたけども、委員長と副委員長さんお二人の3名は、ここに「可能な限り」という表現を使わせてもらっていますけども、原則的にすべての部会、これは地域部会も今後発足するであろうテーマ別部会もワーキンググループ

も、すべての会合に委員長もしくは副委員長のだれかが出席をして、その議事内容の掌握に努めようと義務規定を置きました。こういうふうなことで、身を引き締めて委員長と副委員長さんは仕事をやっていこうということであります。

第4項も新設の規定です。委員さんがご自分の所属される部会、今回の場合は4つの部会で発足をして、原則2つの部会に所属をしていただきました。ご自分の所属してる以外のところにも出かけていって議論に加わりたい、もしくは議論の成り行きを見たいというふうな必要がある場合が多いわけです。そういう点については従前も1つの運営ルールというものをつくってやってまいりました。それを規定化したものであります。

ここに書いておりますように、自分の所属する以外の部会、もしくはワーキンググループに基本的に出席ができると。ただし、部会長さんもしくはリーダーの方のご了承は得ていただくと。そして、出席した上においては、本来所属の部会の委員さん、もしくはワーキングの委員さんと同等に発言ができますということを規定しているわけであります。

第5項は、旧の規定の4項と5項を一本化したもので、内容的には変わりません。

以下、第6項から9項までは旧規定と全く同じであります。改訂はありません。

最後の11ページの情報公開は、新規定の第9条、旧規定では第8条、基本的には何も変わっておりませんけれども、わずかに文言が加わっております。

1項、旧規定では「委員会及び部会は原則公開」というふうに書いて、その後の方で情報公開についても書いております。そういう点で、前段の方は実は会議の公開のことを定めているんですね。それで、前段は会議の公開のことを言っているんだということがわかるように、「会議」というものを挿入いたしました。第2項も同じ趣旨で、「会議の公開」ということを書いております。こういう改訂内容であります。

以上、改正をしたい、もしくは改訂をしたいという内容が多岐にわたっておりますので説明がわかりにくい点があったかもしれませんが、もし不明な点、疑問な点、もしくは違った意見がございましたら、ご自由にお出しをいただきたいというふうに思います。いかがですか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員

田中です。

今ご説明していただいて。第8条のところなんですが、第2項目で、「委員長は、必要に応じて2以上の部会又はWGの合同部会又は合同WGを開くことができる」、この2つ以上になったときに1つの部会に準じた考え方を、つまり過半数出席あるいは決議も過半数だというように解

釈しているんですが、ただ、2つの部会の場合、1つの部会から1人しか出ない、ほかの部会から大多数出るといったときの出席数や決議はどういうぐあいに解釈すればいいのでしょうか。

○寺田委員長

想定外の質問で。ご指摘のとおり、合同部会も、正式に1つの部会として開催する場合は当然定足数、それから議決数、何か決めようというときには必要でしょうから、おっしゃることは決めておかないといきませんね。

決めるとすればどういうふうに決めたらいいのでしょうか。

○田中委員

私も難しい問題やなと思うんですが。規定を厳密に解釈すれば、1つの部会から過半数の人が出ていただく、一方の部会からも過半数の人が出席することが必要と思われます。片方の部会だけで議決が先行してしまう心配があります。

○寺田委員長

はい。今の点、皆さん、ご意見がありましたら。

これは28名という委員になって、しかも先ほどの報告にも出ましたように、地域別部会も、一番多い部会で20名、少ないところは8名やったかな。そうしますと、やはり2つの部会が合同でやる場合も、今田中委員が言われたように、どちらの部会も過半数の方が出席をするということでもってやるというのがいいでしょうね。なかなか厳しいとは思いますが、せっかく合同部会を開くのに非常に偏った構成では、合同部会の名に、ちょっとね。

○田中委員

はい、意味が薄くなると。

○寺田委員長

そういうことで私もよろしいかと思いますが。

これを規定に盛り込みますかね、どうしましょうか。あった方がそれはいいんでしょうね。それは、そうしましたら。はい。

○嘉田委員

嘉田でございます。

今の田中委員のお話は、そう言われればもっともなんです、多分そのように言っていきますとさまざまな多様な事例というのが出てくるわけですね。ですから、総論的に、ここに書いていないことは一般的な細則で対応するというようなことで、個別の事項を余り細部まで決めないというようなことを提案をしたいと思います。

○寺田委員長

という意見ですけども。はい、川上さん。

○川上委員

私は、出席に関しましては各部会の過半数が条件として必要だと思います。

問題は議決でございまして、バランスが非常に、例えば木津川部会ですと8名ですね、淀川部会ですと20名近い人数がいらっしゃる。そのときに、合計の過半数でやりますとちょっと問題が起こるのではないかと。解決方法としては、部会ごとに決をとって決するというふうなことが必要なんではないかと思います。

○寺田委員長

はい、どうぞ。

○今本副委員長

今本です。各部会に属する人が2つの部会に属しているんですよ。今の議論はちょっとおかしいし、両方でそれぞれに議決するのでしたら合同の意味がないと思います。

これは保留にして検討し直した方がいいんじゃないですか。ちょっと想定外ですよ。

○寺田委員長

従来、この合同部会というのは何か大事な事柄を決めるためというよりも、2つ以上の部会で議論をして議論を深める機会にするというようなことで当初考えられた規定なんですね。だから、合同部会で何かを決するというよりも、そこで深めた議論を各部会にまた持ち帰って、決めるのは各部会で意思決定していただくというふうなことで。

ただし、今後合同部会を開く必要性が出てきて、やはりその合同の部会で、全体委員会じゃなくてですよ、合同の部会で何かを決めなくちゃいけないというようなことが出てきた場合は、確かにもう一遍検討させていただくということで。

今度の新しい組織、改定後の、委員の総数がほぼ半減をした、なるべく全体委員会で、大事なことはみんなで議論しようということを副委員長さんとも常々言っております。だから、事柄の性質上、合理的に討議を深めるために部会は構成しますけども、そこで検討したものは全体委員会で必ずみんなで議論するようにしようということを考えていますので、ちょっとその辺は、今、今本副委員長の提案のように、この合同部会、もちろんつくれることになっておりますから、そこで何か決める必要が出てきた場合に考えさせていただくということで、きょうの規約の改訂のところはちょっとこのままで提案をさせていただきたいと思いますので、その点だけご了承いただけますか。

非常にいいご指摘をいただきましたので、その点は運営会議でもまた検討させていただきます。

ほかに何か。はい、どうぞ。本多さん。

○ 本多委員

本多です。私は規約の改正についてはこれで賛成したいと思います。

ただ、1つ要望を言わせていただきたいことがあります。

10ページの第8条の3項に、委員長、副委員長は可能な限り部会に出席をして掌握をするということがございます。このことも私は賛成でございます。

それにつきまして、ちょっと部会の表を見ますと、琵琶湖、淀川、木津川は既に副委員長さんが委員として籍を置かれていますので、議決権も委員の定数も、それから発言権も持って参加されておられますが、猪名川だけにはおられないんですね。それで、どなたかが交代で来られるということだとアンバランスが生じて、十分それが反映しないということもあるかもしれませんので、できればここにも、やはり二役のどなたかが委員として定数を持って参加していただけるとバランスがよくなるんじゃないかという要望をつけ加えて、この規約改正に賛成したいと思います。よろしくお願いします。

○ 寺田委員長

本多委員が言われたことも全くそのとおりで、ちょっと委員構成がそういう点では、特に猪名川の場合はもう少し考えなくちゃいけないという点を私も感じました。

今の点は少し運営会議の中で検討させていただくということでよろしいですか、そういうご要望ということで。

○ 本多委員

ありがとうございます。

○ 寺田委員長

ほかにいかがですか。はい、どうぞ。寺川さん。

○ 寺川委員

9ページのワーキンググループ、旧規約第5条、新規約では第6条なんですが、旧規約3項の最後のところに、「専門的知識を有する者を追加することができる」というところが、「専門的知識を有する者に委嘱し、必要な調査、研究、報告を依頼するよう整備局長に要請することができる」ということで、ここは前委員会の1つの課題を反映したものとして評価したいと思うんですが。ただ、そのワーキングに専門的知識を有する方に参加していただくということも残しておいてもいいのではないかなという。この文言はそのまま残した上で、新たに「専門的知識を有す

る者に委嘱し」というふうにしてはいかがかなということ。

○ 寺田委員長

ちょっと質問の意味がね。

これはいわゆる委員でない方に、「専門的知識を有する方」に、このいろいろのことをお願いしようということができるという規定なんですよ。それは前と同じなんですよ。変わったのは、この「整備局長に要請する」という手順を示したんです。あとは一緒なんですよ。

○ 寺川委員

そういう意味でいいんですか。

○ 寺田委員長

そういう意味なんですよ。前の規定のままだと、何かワーキングで決めたらだれかれなしにと言うたら悪いですけども、河川管理者の方の任命とかそんなことは関係なく委嘱できるような規定になっていたわけですね。もちろん当然予算を伴いますので、やはりこれは委員の追加と同じように、特別委嘱と一般に我々の世界で言うんですけども、特別の専門的事項に関してだけいろいろの検討依頼をするというようなことなんですけどね。そういうことについてはできると、ただしやる場合にはこういう手順を踏んでくださいよという規定なんです。そういうふうに読めませんか。

○ 寺川委員

いや、そののところでは理解できるんですけども、旧規定では、ワーキンググループに専門的知識を持った方にも来ていただいて議論できるというような。

○ 嘉田委員

それは残っているんです。

○ 寺川委員

残っているんですか。

○ 寺田委員長

これ、第6条はワーキンググループの規定ですよ。

○ 寺川委員

そうですね。そこに来てもらって話を聞くとかですよ。

○ 寺田委員長

来てもらうとか、その場所とか何とか、それはいろいろのパターンがあるわけですよ。来てもらって、それこそ講演をしてもらうとかレクチャーしてもらうとかいうことももちろんあるわけ

で。

○ 寺川委員

わかりました。

○ 寺田委員長

だから、この「調査、研究、報告」というのはまさにそれに当てはまると。

○ 寺川委員

わかりました。何か新たにグループをつくるとかですね、そういうふうなことなのかなというふうに。

○ 寺田委員長

それは全然違います。

○ 寺川委員

そういうことじゃないんですね。

○ 寺田委員長

ええ。ワーキンググループに、ワーキンググループの委員以外の方に外から講師として来てもらうとか、そういうことを想定したものです。

○ 寺川委員

わかりました。

○ 寺田委員長

はい、谷内さん。どうぞ。

○ 谷内委員

谷内です。今のワーキンググループ、第6条3にやはり関係したことなんですが、改訂の方で、「必要な調査、研究、報告を依頼するよう整備局長に要請することができる」とした場合に、だれを呼ぶかということに関して、委員会の方で推薦とかは前の委員会ではしていたんでしょうか。ちょっとご質問なんですけど。つまり、前の委員会で、ワーキンググループとかでどなたが必要な専門知識を有する方をお呼びしたときに、こういう人に来てほしいというふうにだれが提案していたのかというのが知りたいわけですね。そういうのが、この改訂によって、例えば「整備局長に要請することができる」としたことで、我々が要請することができなくなるのかということところが不明なところです。

○ 寺田委員長

私の記憶では、これまでに委員さん以外の方に、ワーキングであれ委員会とか部会であれ来て

いただいて特別な講師としてというのはなかった……。

○ 三田村副委員長

ありました。

○ 寺田委員長

ワーキングでありましたか。

ちょっとそれなら報告していただけますか。ワーキングであったんですか。

○ 川上委員

委員会発足の初期のころに、琵琶湖・淀川水質保全機構の方と、淀川左岸水防組合の組合長さんを講師としてお招きしてお話を聞いたことがありましたですね。ワーキングではなかったかもしれせん。

○ 今本副委員長

初期の利水の部会で野村さんに来ていただいたことがあります。

○ 川上委員

川上です。もう1つは、京都大学の防災研究所の小尻先生を専門委員というふうな形で委員としてお迎えした経緯が1回ありましたですね。

○ 寺田委員長

ありましたね、はい。すっかり忘れていますがけれども。

そういう場合にどういうふうにしてというのは、これは部会なりワーキングなりで、こういう方からぜひ意見を聞かせてもらおうとかいうことで、どなたかの委員の方から提案があって、そしてその部会なりもしくは委員会から、これは当然事実上、もちろん河川管理者の了解を得て依頼をするという形をとってきています。だから、その点は何も変わりません。もちろん、これは原則的には委員さんがメンバーですよと。けども、委員以外の方からぜひ話を聞きたいというときにはこういう手順でやってもらったらいいですよということなので、発案をするのは委員さんなんです。

○ 谷内委員

わかりました。

○ 寺田委員長

はい、どうぞ。綾さん。

○ 綾委員

綾です。似たような話で、私はちょっとよくわからないんですけども、3条の7項と5条の6

項に、委員会あるいは部会のこと、同じように「必要な調査研究を行うことができる」と書いてあるわけですね。ワーキンググループの場合は、何か専門的知識を有する者に委嘱して整備局長に要請することができるというようなことを書いてあるわけですが、実際の部会とか委員会の調査研究とかというのはどういう形になっていた、どういうものを想定していられるのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○ 寺田委員長

まず、この委員会なり部会なりの検討の形というのは、ここに出ていますように、従来いろいろの形でやってきているわけですね。その点はもうよろしいですかね。

ワーキングの方は非常に対象が限定されていますので、ワーキングとして、ワーキンググループによるまさにワーキングの検討は、この委員会とか部会とかのような形をとらないで、幾つかのパターンがあるんじゃないかと、まさにワーキングの委員みんなが集まってそのテーマを次々と検討していくという形をとるわけで、あんまり検討のための形というのはそんなにパターンがあるわけじゃないんですね。

だから、今回の規定では、部会と委員会には、委員から構成するこういう検討会、内部的なものをつくるという必要性があったのでやりましたが、ワーキングの方は基本的にはやり方だけが規定に書いてありますので、こういうことだけを決めておけば、特にほかの違った形の検討の仕方を想定しておく必要はなかったと今までは思うんですけども。そんなことでいいですかね。

これ、打ち切るつもりはないんですけど、ほかにありませんでしょうかね。

なければ1点だけ追加しておきたいんですけども、次の議題ともちょっと関係しますので申し上げます。

休憩を挟んで次の議題に移りますけども、次の議題はテーマ別部会のことになります。地域別部会もテーマ別部会もできると、仮にテーマ別部会を2つつくりますと、合計で部会が6つになるわけですね。テーマ別部会は2つのうちどちらか1つに委員の皆さんに所属をしていただこうと思っています。そうしますと、地域別部会2つとテーマ別部会1つ、それから全体委員会、4つの会議に出てもらわなくちゃいけない。最低限。あとまたワーキングができればワーキングがまた加わりますけども、ちょっとそれは横へ置いておいて。かなりの負担になるんですけども。

先ほども申し上げましたように、所属部会以外の部会にも、それは委員の皆さんの意欲もしくは時間的余裕があればぜひ積極的に出ていただきたいとは思うんですけども、その場合に、ほかの委員さんとどこが違うかということはやはりきちんと共通理解をしておかないいけないと思いますね。

さっき申し上げたように、発言とか会議に出て発言することについては本来の所属の委員さんと変わりません。出席するときに部会長さんなりリーダーの方に了解を得ないといかんといい点は必要なんですけども、出た上においては自由に発言ができます。ただし、これは所属の委員さんではありませんので、定足数にはカウントされません。それから、部会として議決をする場合、もちろんその場合の議決数にも入りません。この点が、だから違います。もう1つは、日当とか、そういう経費的な問題も、これは基本的には自由参加ですから、所属の部会以外の委員さんをご出席になった場合には、旅費、日当は支給されません。これはいずれもこの4年間、運用としてやってきた。この委員会がみずからつくったルールなんですね。そういうルールでやってきておりますので、先ほどの出席する際の手続といいますか、了承という点と発言が平等にできるという点は規約の中に入っておりますけども、それ以外の部分は規約の中に明確に書いておりませんので、そこはやはり運用ルールという形でやっていきたいというふうに思っておりますので、そういう前提でここはご理解をしておいていただきたいというふうに思います。

その点は一応追加をさせていただいて、それでは、質疑はこれぐらいでよろしいでしょうか。もしよろしければ、この提案内容で。先ほど田中委員からおっしゃっていただいた点は宿題ということにさせていただいた上でご了承を。

はい、本多さん。

○本多委員

今までもいろんな部会を傍聴させていただいたことがございますが、出席しますという届けを出せば、それを了解していただいたとか、承認いただいたというようなことは今までなかったと思うんですね。それで、承認ということになるとだめという話も出てくるのかもしれませんが、今までは庶務に出席しますと言うだけでよかったというような記憶がございますので、今までどおりと一緒にということの理解でよろしいのでしょうか。

○寺田委員長

実際の運用は庶務を通じて出席希望を出していただくということで、それは部会長さん、リーダーの方に必ず伝わるように徹底いたしますので、だから従来と基本的には変わらないというふうに理解をしていただければと思います。

○本多委員

ありがとうございます。

○寺田委員長

それでは、これで皆さん、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

ちょっと休憩をさせていただきます。今、5時半過ぎですので45分まで、10分ちょっとだけ休憩をさせていただきます。

○庶務（みずほ情報総研 中島）

委員の皆様につきましては、ここを出て左側に折れて、ちょうどこの裏側のあたりになりますけれども、休憩室 R o o m J というのがありますので、ご活用いただければと思います。

それと、このスペースは基本的に禁煙になっております。会場は禁煙です。ただ、喫煙スペースというのが設けられておりまして、ここは2階なんですけど、エレベーターで4階に上がっていただきますと、その4階で出たところに4階の喫煙スペースがございますので、そちらをご利用いただければと思います。

〔午後 5時35分 休憩〕

〔午後 5時45分 再開〕

○庶務（みずほ情報総研 中島）

時間、45分になりましたので、それでは寺田委員長、よろしくお願いいたします。

○寺田委員長

はい、それでは再開させていただきます。

きょうは、この R o o m A というのは、僕は国際会議場で一番好きな部屋なんですけど、なかなか厳粛な雰囲気があるので、ちょっと発言がしにくいかもしれませんが、ここは国際会議の中規模でやるには一番いいところで、同時通訳のあれもありますし、ここは非常に音響効果がいいんですね。余り大きい声でしゃべらなくても全部聞こえますから。

それでは、後半またよろしくお願いいたします。

先ほど、規約改正の点の提案をご了承いただきましてありがとうございました。この点、河川管理者の方、こういうことと違ったような内容が少し盛り込まれた部分もありますので、また委員会の方からご無理を言う部分があるかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。

特に何かご意見ありませんか。従来の運用と基本的には変わるところはもちろんありませんので、それは規約上きっちりやっていこうということでもあります。ご理解をいただきたいと思っています。

2) テーマ別部会、WGの設置・編成について

○ 寺田委員長

それでは、次の審議事項の2)番に入らせていただきます。審議資料2-1、それから2-2とありますけども、主には2-1です。まず、テーマ別部会というものの設置の提案というタイトルの資料です。これは先ほど冒頭に、2月19日に開催されました運営会議についての非常に簡単な報告を庶務の方からしていただきましたけども、運営会議では結論的に、ここに に出ておりますように、テーマ別部会として住民参加部会と、名称はまだ仮称ではありますが、利水に関する利水・水需要管理、そういうことに関する部会、この2つの部会をつくって、委員の皆さんにはどちらか1つに参加をしていただくということで発足をしたらどうかというのが提案の第1であります。

それから、ワーキンググループにつきましては、個別に各地域別部会でも十分にこの点は検討をしていただいて、当面検討していくテーマとしてワーキンググループを立ち上げて検討していくべき課題があるやなしやという点から各地域別部会でぜひ検討をお願いしたいと思います。その上でかなり絞り込んだテーマで、テーマ別部会もしくは地域別部会では深められないような検討テーマがありましたら、このワーキンググループをつくって、これは少人数によるグループということ想定しているわけですけども、期間的にもある程度限定をして、だらだらと長くほかの部会と同じようにやるんじゃなくて、3カ月とか半年とか、そういう非常に限られた時間の中で凝縮したテーマを検討するというようなことを想定したワーキンググループの設置の可否と、それからつくるとすれば、どういうふうなことを検討項目としたワーキングをつくる必要があるかというようなことをぜひ各地域別部会でご検討をお願いしたいということで、それを前提にして次の委員会までにこの立ち上げについての基本的なところの方針を決めさせていただきたいというのがこの提案の第2番目であります。

1番目のところのテーマ別部会、この2つのものをつくるということにつきましては、まず住民参加部会につきましては、これまでこの委員会として既に2つの意見を挙げ、それに基づいて河川管理者の方が試行として住民対話集会というものを非常に熱心に積極的にあちこちで実践をしておられます。そのことにつきましては、一定この委員会でもある程度まではその状況についてはご報告をいただいたり、もしくは文書によって報告をいただいておりますけども、まだこの委員会としての議論が十分できているとは言えないと思うんですね。これは河川管理者の方からのこの委員会に対する諮問の事項の1つでもありますし、前に提案をした提言書、いわゆる別冊提言でもって最初に出し、その後意見書の2というところでも住民意見の反映方法ということについてのこの委員会の意見を出しておりますけども、これまでの実践状況を十分検証して、そし

てもう少し発展した意見を出す必要があるだろうと思いますので、ぜひこれは独立のテーマ別部会としてつくる必要があるんじゃないかということが提案の主旨の1つです。

それから、利水関係、水需要管理等、この利水に関連する部会につきましては、昨年来ダムの事業の関係での検討の中で、この委員会としても十分な検討が実はできなかった部分であります。社会的には利水からの撤退というふうな自治体のということがかなりマスコミでも取り上げられて、事実そういうことが出てきておりますし、この点についてはやはりこの委員会でももう少し具体的な検討をする必要があると思いますので、部会をつくって検討を進める必要があるんじゃないかということから、テーマ別部会としてはこの2つを立ち上げたらどうかということでもありますけども、この第1の提案部分について皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。どなたからでもご自由に発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、寺川さん。

○寺川委員

テーマ別部会としては治水と環境がなくなったということかと思うんですが、環境についてはすべてに関連するというふうなことから織り込み済みというのか、いいのかなという感じがするんですが、治水について今回なくなったというか、持たれないわけですが、これも非常に重要なテーマでもありますので、その辺はどのような判断なのかちょっとお聞きしたいと思います。

○寺田委員長

これはまず私の個人的意見を先に申し上げますけども、後また皆さんの方からの意見もお聞きしたいと思います。治水に関しては、かなり議論の積み重ねをやってきていると思うんですね。その中で、この委員会として議論を深めるべき対象というのはかなり限られてきています。したがって、私の方は、治水の方の関係はテーマ別部会でもって構成するのではなくて、1つか2つのワーキンググループを立ち上げて、そして最終的な意見をつくるための準備としての検討をやっていただければいいんじゃないかというのが1つと、それから治水の部分も実は地域別の特殊事情の中での検討というのがかなりありますので、地域別部会でかなり治水の部分は議論をしていただけるんじゃないかと。その上で、先ほど申し上げましたけども、治水は非常に大事な争点の多い検討対象でありますから、各地域別部会でいろいろ検討していただき、もしくはワーキンググループで非常に絞り込んだ議論をしたものを全体委員会で議論をしたい。なるべく全体でもって議論をするということをやった方がいいテーマではないかというふうに思ったもので、あえてテーマ別の部会としては立ち上げる必要はないんじゃないかというふうに、私の方はそういう個人的意見で。ほかの運営会議のメンバーの方もどんどん。

はい、金盛先生。

○ 金盛委員

金盛でございます。この42回の運営委員会の、テーマ別の部会を2つつくられるということで特に異議はございません。しかし、今おっしゃりましたように、治水は要らないか要るかということにつきましては、これまであったものがなくなっているということでもあるんですが、委員長が今おっしゃったようなことで進めるのか進められないのか、今週末に説明会を受ける予定になっておりまして、この辺がまだ判断ができかねます。したがって、これはこれで決定していただいて結構ですけれども、今のご意見は、後日またそういうものが必要であれば、特に新委員の皆さんがどう考えられるかということも重要でありますので、ペンディングというんでしょうか、先送りにしたらいかがかと思います。

○ 寺田委員長

はい、どうぞ。千代延さん。

○ 千代延委員

千代延です。この2つの部会というのは私も全く異論はございません。治水については、今までの議論をお聞きしたところによりますと、この治水理念というので根幹をなしているのが、いかなる洪水に対しても壊滅的な被害を回避、軽減するという理念でありまして、これは非常に新鮮であったと思うんです。実際にこれを具体化しようとするれば、スーパー堤防という話はありませんけども、どこもかしこもスーパー堤防を実現するわけにはいかないと。今までにハイブリッド堤防とかいろいろ出てきましたけども、これもなかなか具体化が難しくて宙ぶらりんになっておる感じなんですね。そうかといって、私もどうしたらいいということはわからないんですが、根幹をなす理念を持っておりながらそれを具体化するものが、部会をつくれればできるとも私は思っていないんですけども、部会をつくらうかどうかという議論のときにここを一緒に考えていただきたいというのが私のお願いでございます。具体的提案でなくて申しわけないんですが、そのように考えています。

○ 寺田委員長

はい。

○ 村上興正委員

私も、住民参加部会、利水・水需要管理部会ができるのは賛成です。ただ、この前の議論では、それ以外にもテーマがあるのではないかという話がありまして、私は環境関連のテーマを扱いたいのですが、何か漠然と環境という形ではいけないだろうと思ひまして、例えば河川の攪乱と縦

横断構造みたいなことを扱うと、環境がかなり具体的に扱えるんじゃないかと思っています。というのは、今、生物で起こっていることは、水際線が完全な陸域化した部分がほとんどですね。いわゆる冠水によって変動する部分、攪乱域というのが非常に減っているというのが大きな問題なんです。そうしますと、それをいかに回復するかという問題になって、いかに攪乱を起こすかという話と同時に、河川の構造部、例えば鵜殿では高水敷を一生懸命切り下げているわけです。どれだけ切り下げたらいいかというので、その切り下げの実験でもやっているわけですよ。

だから、そういったことについてやる、例えば攪乱との関係において河川の縦横断構造、縦断構造のために低水護岸が必要かというのを私はいつも疑念を持ってまして、多少蛇行させてもいいではないかというふうなことを思ってまして、その辺のことも含めて検討することによって環境問題をよりいろんな形で総合的に扱えるんじゃないかと。それは別に淀川だけではなくに各河川に共通した問題だろうということで、そういう問題を扱うテーマ別の委員会ができればいいなと思っております。

○寺田委員長

はい、ほかにどうぞ。

○今本副委員長

今本です。このテーマ別部会とワーキングというものの区別が非常にわかりにくくなると。これまでのやり方でいいますと、環境、治水、利水、利用、それに住民参加の5つがあったわけです。途中から治水と利水が実質上休眠状態になりまして、ダムワーキングが発足しました。ダムになりますと環境から治水、利水全部入ってきますのでダムがメインになったわけですが、これからやっていく上でダムの問題をどこで扱っていくのか、これは当然委員会でやるのがいいですし、メンバーの数からいってもこれまでに比べてやりやすくなった面は確かにあると思います。しかし、こういう形でダムの問題を専門的に検討していくのがいいのかどうか、ちょっとこれまでのことと考えると、もう少し検討する必要があるんじゃないかと思います。

それから、テーマ別部会とワーキングですが、今、村上さんの言われたことは、私はワーキングの方がいいんじゃないかと。私のイメージでワーキングというのは3名ないし4名ぐらいで、それで真剣にやってもらって、それを随時この委員会なりに報告していただく。それから、そのほかにもいろいろあると思うんです。高田先生が言われました堤防の問題もやったらいいであろうと。ただ、委員には、幾ら専門といっても、我々は実務能力はありません。専門づらしているだけです。専門でやろうと思ったら、やはりどこかに委託しなければならない。だから、我々ができる限界というのはあり方ですよ、どうあるべきか。これを具体的にどう設計したらいいか

ということ、これは我々にはその能力がないと思うんです。ただ、あり方だけは検討できると思うんです。そういった意味での具体的な検討の仕方を真剣に考えて、先ほど金盛さんが言われたように、まだ勉強会といいますか、これまでのこともきちんと把握していない、それを把握してから検討した方がいいというのは私は一理あると思います。

そういう意味で、きょう思いつくテーマをいろいろ挙げられて、それを運営会議なり、あるいは次の委員会で検討されて決めていかれたらいいでしょう。いかがでしょうか。

それと、寺田さんが言われましたように、非常に短期間で集中してワーキングの方は結論を出すというのは私は非常に賛成です。ただ、出しにくいテーマもある。出しにくいのは、途中でそういう中間報告をやりながらやっていくというふうにしたらどうかと思うんですね。例えば、ワーキングは3人と私は言いましたけども、3人プラス専門家以外の方が入っている必要があると思うんです。これは私のイメージで、具体的にどうしたらどうかというのはまだそれほど練れているわけじゃありませんものですから、ちょっと中途半端な発言ですけども、これからぜひご検討いただきたいと思います。

○寺田委員長

はい、どうぞ。

○村上興正委員

補足説明で、実は私、木津川の保全利用委員会にかかわってしまして、そのときに運動場の更新みたいなことをやっているわけですが、私は、河川水辺はそういう運動場にするんじゃなしに、なるべく返してほしいと言っています。そうしますと、河川水辺の構造をどうすれば、親水機能あるいは水辺の生物にとって冠水頻度を高めるような形にできるか。今かなり落差がありまして、歩いていても危険な状態の場所があります。そうしたら、そのときには当然、横断構造をどうすれば治水上も安全で人が近づけるかというようなことを考えなければならない。

そんなことで、この問題は別に環境だけではなしに、いろんな形で治水のことも含まれて、先ほどもダムの操作、大堰操作、すべてかかわる。水位の変動に関するものと。そういった意味では総合的なテーマになるだろうと僕は思っていて、しかもその各河川で状況が違うという問題を各河川から出してもらおうというのがいいんじゃないかと思っているんですが、そうなるってとかなり幅広の話になって、先ほどのワーキンググループも3名と言われると、どうもその中ではおさまり切れないという感じがしているんですが。

○寺田委員長

はい。

○ 今本副委員長

例えばと言っただけで、私は3名にこだわっているわけじゃありません。

○ 三田村副委員長

今、ご議論がうるございますけれども、私どもの任務は先ほど規約の改正案でご承認いただいたとおり、目的がございます。進捗の点検が一番大きな私たちの任務だろうと、あるいはその意見を述べることにありますけれども。そういう意味においては私たちはもう勉強の段階は終わっていると考えざるを得ないんです。もちろん、その勉強は進捗状況を点検するに当たっても必要ですけれども。したがって勉強のためのテーマ別部会というのは設置する目的を失っているんです。以前は、それがありませんでした。例えば、提言から意見書を出す段階でありました。各部会の固有のテーマについて勉強しようというののではありませんが、もうその目的を失っていると思います。

そういう意味においては、先ほど寺川委員がおっしゃったように、従来のテーマ別部会全部が残っているという考え方は、私たちはもうとれない。そこで最終的な意見を出したところで、何が不十分であったのか、あるいはできなかったのか、あるいは河川管理者がそれに対してはコメントをつけなかったのか、その部分だけが残っているのか新たに生じた問題だろうと。それが住民参加の問題であり、利水の問題だろうと思います。そういう意味においては、住民参加と利水が残っているというお考えじゃなくて、それが新たにテーマとして残さざるを得ないといえますか、新たに持ち上がったものだと、お考えくださればいいだろうと思います。

問題は、例えば治水等が新たに必要になれば、それはやっていかなきゃならないんですけども、少し長期的に物を考えて、それが必要かどうかとここで判断せざるを得ないと思います。先ほど委員長が、例えば住民参加と利水のどちらかのところに委員は入っていただくというのがありますが、例えば来月その一つに加わればどうするのかという、委員の加わり方の問題もありますので、少し長期的に物事を考えて、とりあえずどこでやるのかということをお考えくだされば、一番うまく運ぶんじゃないかなと思います。先ほど申しましたように、根本的には、私は幾つかの勉強は終わっているというぐあいに考えざるを得ないと思います。

○ 寺田委員長

どうぞ。

○ 岡田委員

岡田です。ワーキンググループについては性格がかなりわかりましたが、テーマ別部会のアウトプットとしてどういうものを想定するかということについては多少まだ私自身もよくわからな

いところがあります。とりあえず、ご提案のような形で具体的にまず2つは取り上げるというのは賛成ですが、金盛委員がおっしゃったこととも関係しますが、これ以外に係るテーマというのを排除しないというか、その辺のフレキシビリティは残しておくべきではないかと思います。

特に、例えば住民参加の問題に関しては私も大変興味がありますが、これはスコーピングというか、どれくらいの地域的な広がり、どのような当事者を巻き込んでやるのかという問題があります。これも、「やるべき論」と、それからもう1つは、具体の場所が想定されたときには結果的にある程度決まってくる部分があると思います。そのあたりについての整理をした上でやる必要があるだろうと考えます。それに関してはコミュニティーレベルの、住民にとって非常にわかりやすいところと、それからもう少し広域的なところとでは、住民参加のやり方というのが違うんじゃないかというふうに私は思います。

それからもう1つは、この住民参加ということの意味として、これをやる場合には私は、対象地域が例えばある程度イメージされる必要がある。つまり問題が非常に包括的であることが重要である。例えば対象地域がある程度想定されたときに、そこには今ここでは必ずしも出てきていない「環境の問題」とか、「治水の問題」とかも多く関わってくるというふうな、何かそういう工夫というのでしょうか、そういう問題を拾っていくという形でこの種の横断的なテーマというのを取り上げるということが非常に重要ではないかというふうに思います。

同じことは利水・水需要管理部会についても言えるんですが、これはどれくらいの地域的な広がりで利水、水需要のあり方というのを検討するかということで、私はかなり話が変わってくると思います。これにもいろんな立場があろうかと思います。

ということで、仮にこのテーマ部会を独立してやっていくにしても、流域部会がありますので、その流域部会でやられていることとどこかでコミュニケーションするというか、重なるような工夫をしないと少し具体性を欠いた議論になっていくんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○寺田委員長

はい、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。今、この今度の委員会に早急に期待されておるのがダムの結論だと思うんですね。もちろん、河川管理者側の残る調査検討というのは相当たくさんの項目があると思うんですが、前の委員会でも琵琶湖水位操作についての意見書というのが中間とりまとめということで挙げられております。これに関して具体的にダムでいいますと、丹生ダム、大戸川ダム、それから天ヶ

瀬ダムの再開発、この3つのダムにもかなり深く関係しておると思うんです。そういうことで、問題はかなり難しいとは思いますが、ダムの結論を出すに当たって相当こちらの方も突っ込んでやって、ある程度の結論が必要な部分だろうと思うんです。

したがいまして、短期集中型という意味で、問題が難しいからそういうふうにはいかないかもしれませんが、急いでやりたいというのではこの琵琶湖水位操作という問題を例えばワーキンググループでやるとか、何かこのひとつのテーマとして取り上げる必要があると私は思います。

以上です。

○ 寺田委員長

いろいろご意見をいただきましたけども、基本的にきょう規約改正をやったことを十分前提に置いてもらいたいと思うんですね。これまでですと、規約上、設置をする地域別部会もテーマ別部会も規約内になってしまったわけですね。これを新たにつくるとか廃止するというときには規約改正をやらないかと。それを排したというのは、実は今度の検討をこれまでのように4年間かけて議論をするということではもうないですね。先ほど三田村副委員長がおっしゃったとおりなんです。4年間の経過を経て、今残されたこの委員会に課せられた義務を円滑にとにかく、少しでも早く的確な意見を出すということが残された課題なんです。それを行うために必要なことを最優先してやっていくと。

だから、この地域別部会もテーマ別部会も決して固定的なものじゃありません。ただし、新しい委員さんが28名中13名入られて、やはりみんなで同じレベルで議論するというには少し時間がかかります。それを当面やるために、とりあえずは地域別部会でいろいろ議論をしていただく中で、同じような共通理解の中で議論ができるようなものをここ数カ月でつくってしまいたいというのが私の希望です。

その上で地域別部会はもはや要らないということになるかもしれません。テーマ別部会も2つで発足するけども、2つのうちどれか要らんようになるかもしれない。場合によってはワーキンググループを幾つかつくって、そして全体委員会でどんどん議論をしていくということに本当はなるべきだろうと。

さっき副委員長、三田村さんが言われた件ですけども、当初はこの委員会が発足してから約1年してワーキンググループをつくりました。一番最初は地域別部会だけを3つつくって、次に治水、利水、住民参加でワーキングもつくったんですね。その1年ぐらい後に、実はこのワーキングを格上げしてテーマ別部会にしたわけです。それがずっと4年終わるまで来たという経緯。それで、同じような形で地域別部会も4つあるわ、テーマ別部会もまた3つも4つもつくるわとい

うことで議論もしくは学習を積み重ねていくというような段階じゃないということは明らかです。そんなことをやっていたら、ほかから厳しく言われると思います。

だから、その議論の仕方というものはもっと工夫をしていかなければいけない。だから、当面、とにかく夏ごろまでは、この地域別部会でぜひとも新しい委員さんも継続委員さんも一緒になって、今までの出た資料、残された課題、そういうものを地域の特殊性の中で十分に議論をし合っていたいただきたいと思います。そういう中でみんな共通して議論をしないといかんというテーマが必ず出てきます。それをテーマ別部会の再編成というところで僕は夏ごろにまた検討したらいいんじゃないかと。

それから、もっと早い段階で、先ほどおっしゃられた水位操作なんかの問題は非常に的を絞って議論を全員でしなくちゃいけない。しかも、幾つかの地域にまたがった問題だということが明確に成果として上がってきているわけですね。これを議論しなくちゃいけない。これなんかはワーキングで真っ先に取り上げないといかん僕は思っているんですけども、そういうような議論をぜひここ一、二回の地域別部会の中でしておいていただきたいなというふうに思うんです。

だから、とりあえずここで固定するということは全く考えておりませんので、当面の夏ごろまでの検討の仕方として、この4つの地域別部会を核としながらも、テーマ別には2つのところの議論をやることによって、今までちょっと不十分だったところの議論を十分やった上で、夏明けぐらいにはもう一編再編成をしたらどうかというふうに思っておりますので、そういうことを前提にぜひともお考えいただいてと思っております。

テーマ別部会2つは基本的に賛成のご意見を今承っておりますので、とりあえずは発足をしたいとは思いますが、ずっと延々とこの部会をやっていくというんじゃなくて、やはりこれも時間的に目標達成時期を決めて議論をしていったらどうかというふうに思っております。そんなことでほかにご意見どうぞ。

はい、嘉田さんどうぞ。

○嘉田委員

委員の嘉田でございます。

この委員会の1つの特色として、多くの行政が設置する委員会との本質的違いであるのですが、事務局が文章を書くのではなくて、ある意味委員が独自に手を下すということが、流れになっていると思います。委員にとっては、つまり多くの委員はこれが本務ではございませんので、仕事を抱えながらということですので、ある覚悟と時間配分というのが必要だと思います。その上で、この部分はまさにみずからのライフワークをかけて主張せざるを得ないと、そういう覚悟を持っ

た方たちが中心になってワーキングなりが提案できたらいいというようなことを一言申し上げたいと思います。ですから、ワーキングの提案というのはここ一、二回のうちに、ある部分、自分はここのところはかかわらざるを得ないと、あるいは自分たちは、先ほど3名とありましたけれども、数名でも仲間をつくって、それで提案をしていくというような、一種の委員のボトムアップの提案ができたらというようなことをひとつ提案させていただきたいと思います。

○寺田委員長

はい、ほかに意見をお出しいただいてない方、どうぞご意見ございましたらおっしゃってください。

谷内さん、いかがですか。いろいろ会合が多くなると、なかなか皆さんの負担が大変になるということも私はあると思うんですけど、何かご意見あれば。

○谷内委員

はい。おっしゃるとおり、できるだけ内容を絞って、さっき三田村副委員長がおっしゃられたみたいに、これまで残った課題で重要なものに焦点を当ててやっていくというふうにするのが私はいいと思います。

○寺田委員長

はい、田中さん。

○田中委員

整備事業の進捗状態について、委員会はまだ現場に行っていません。評価するためには是非早急に実行するべきだと思います。自然環境を軸にした河川法の改正からの整備事業は委員会も期待しているわけです。現場を学習しないで評価はできません。

それからもう1点は、ダム問題については委員会の方で意見書を既に提出しているわけですが、河川管理者側の事情もあると思いますが、調査・検討がいつまで続くのかという問題です。これから委員会、あるいはダムワーキングでもできたときに携わっていかなければならない順序として、これは要望として早急に調査検討の結果を早く結論を出していただきたいのです。

○寺田委員長

田中委員からちょうど指摘もありましたので、後から思っておったんですけども、後から言われた方のことですが、河川管理者の方で中間的な形の検討結果というものが5つのダム事業については出て、それに対してこの当委員会が中間的な報告を、意見を出したということで終わっているわけですね。したがって、もちろんこの最終的な調査検討結果というものをお示しいただいて、そしてこの委員会が最終的な意見を出すという仕事が一番大きいものとして残っている

わけですね。そのためには管理者の方から、これぐらいの時期にはそういうものを出せるんだとか、出したいとか、ある程度の目安となるようなタイムスケジュールというものは私も出していただきたいなということを、実はきょう最後に希望として述べようと思っておりました。当然、委員の皆さんもそういうことだと思いますので、この席、この場で管理者の方にはお願いをしておきたいと思います。

一番のこの委員会の検討課題であるダム事業に係る事業についての意見、これを出すためには調査検討結果というものをお示しいただけねば出せないということですので、どれぐらいの時期を目安にしてその検討を完了していただけるかということは次回なり、できるだけ早い時期にその目安を示していただきたいなというふうに希望を述べたいと思います。

それから、第1の方の進捗状況のところは、これもやはりこの委員会は中間とりまとめで終わっているわけです。いわゆる整備内容シートと言われるものですが、大変な分量なんですね。あれは最終的には地域別部会で一定検討して意見を出しましたけども、この委員会としても非常に不十分なものです。やはりこれは部分によっては現場を確認し、またこの資料検討なり事情聴取を経て、進捗状況についての意見をやはり出さなくてはいけないというのは2番目の大きな仕事なんですね。これもやはり地域別でこれまできめ細かく検討してきたという経過がありますから、これも今度つくった4つの地域別部会で引き続いてやっていくということでもいいのかどうかは、これから開催していただく地域別部会でぜひとも協議をお願いしたいと思うんです。これも大事な点ですから、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思っております。

はい、どうぞ。

○高田委員

高田です。その利水・水需要の部会は大事なことだと思うんですが、やはりこれに関して一番大きいのは琵琶湖の水位操作の問題。今の利水、水道の撤退というのがあって、12月には河川管理者の方は一応ほぼ確からしいという数字を出しました。あれを後追いするだけでは意味がないので、水需要の管理という点で琵琶湖の水位操作の問題、最初にも言いましたが大川への放流の問題、その辺にある程度、この当初の部会の目的が達成されつつあるんだったらそっちへシフトしていったほしいと思うんです。琵琶湖の水位操作の問題、それと例の1500m³/sの天ヶ瀬の問題が絡んできますが、琵琶湖の方は一応まとめられておりますので、ああだったらいいなという形が見えているんですけど、天ヶ瀬の方は今のところは全然わかりませんので、そっちの方も含めた水管理としてそちらへシフトしていったほしいなと思います。

○寺田委員長

はい、どうぞ。

○川上委員

川上です。テーマ別部会として住民参加部会が挙げられているわけですが、この住民参加という問題あるいは一般意見を聴取して、そして行政に反映していくというこのプロセスに関しましては、どれだけやったからどれだけ達成できたという評価は極めて難しいものであります。むしろ、これは永遠にやっていかなくちゃいけない問題、課題なんですね。そして、実績を積み上げていって、互いに検証しながら進めていくというふうなことで、河川管理者の方からはこの委員会に対して意見の聴取・反映ということが委員会の設置目的といいますか、任務として与えられているわけでもございますので、この住民参加部会の設置に関しては、私は議論の余地はないのではないかというふうに考えております。

住民連携という立場で参加させていただいているから申し上げるわけではありませんけれども、そのように考えております。

○寺田委員長

それでは、一定議論をしていただきましたので、先ほども申し上げましたように当面のこの委員会の議論の進め方としてテーマ別部会、住民参加、それから利水ないし水需要管理というふうなものを2つ一応立ち上げて、そして余り長い時間じゃなくて、残された課題のために必要な議論をこの部会でやるということで発足をすると。委員の皆さんにはどちらか1つには所属をしていただくということで、発足するということをご了承いただけますでしょうか。

それでは、この点につきましては委員の皆さんにまた後日、希望のテーマ別部会の所属についてアンケートをとらせていただきますので、それは次の運営会議で集約をして確定をしたいと。その上で、できるだけ早く地域別部会の開かれるのと同じような時期、もしくはその直後ぐらいにテーマ別部会の第1回を開催させていただくというふうにしたいと思っております。

それから、ワーキンググループの方は今いろいろご意見が出ておりますようなことで、できればその地域別部会の場を借りて、どのようなワーキンググループを立ち上げる必要があるか、必要の可否、それから必要だとした場合のどういう検討対象ということをご検討いただいて、できれば次回の運営会議まではちょっと無理なので、地域別部会が開催をされた後にでも一定のご報告がいただけるようお願いをしたいというように思います。

○江頭委員

ちょっとよろしいですか。

○寺田委員長

はい。

○江頭委員

江頭です。今の件で勉強会が3月にありますよね。その後の方が多分いいんじゃないかと思うんですけどもね。ですから、勉強が終わってから意見を出させていただくというような方が効率がいいような気がするんですが。

○寺田委員長

意見というと、ワーキングのことですか。

○江頭委員

はい。

○寺田委員長

時期的にはもっと後になりますので、勉強会というのは3月じゅうに開かれますよね。だから、地域別部会が4月の大体中旬ごろまでに皆さん開かれる予定なので、そこで十分議論をしてもらった後ぐらいということですから、もちろんそのとき、勉強会の中でも議論をしていただければ。

○江頭委員

はい、わかりました。

3) 勉強会・現地視察等について

○寺田委員長

それでは、この審議事項2) 番目の方を終わらせていただいて、今ちょっとお話にも出しましたが、3) の勉強会、現地視察というところでもありますけれども、資料-3。これにつきましては、委員の皆さんからいろいろご希望が出ておりましたし、河川管理者の方からもぜひ早い時期にこれまでの検討してきたものを一定、集中的にアナウンスするという機会というものをつくりたいというふうなことでありましたので、日程調整をさせていただいて、この資料-3の上の方に出ていますように、河川管理者の方には大変申しわけないんですけども、皆さん全員が同じ日で出られるということが設定できなかったものですから、3回に分けて同じ内容でやっていただくということでご面倒をかけますが、よろしく願いをしたいと思います。

ここに、この日、3つの日にご出席いただく委員の皆さん、お名前載っておりますけども、もしも変更等があります場合は、なるべく早く庶務の方をお願いをしたいと思っております。ということで実施をさせていただきます。

それから現地視察の関係でありますけども、これは河川管理者の方で幾つかのプランをつくっ

ていただきました。これにつきましては、きょうここで決めるということがもちろんできませんので、もしも視察をするとすればこういうふうなコース設定が考えられますよというのが管理者の方のこの提案なんですね。だから、これを参考にして、これを全部実施するというのはちょっと大変だろうと思いますので、これもできれば地域別部会のところで、現地視察をどういうところをいつごろにということをご検討をお願いしたいというふうに思います。

この議題で何かご質問、ご意見ありましたら。

○ 川上委員

川上です。現地視察は委員全員で基本的に参加させていただくのではないんですか。

○ 寺田委員長

ええ。これは、だから。

○ 川上委員

自分が担当する部署だけ、部分だけということではないんですね。

○ 寺田委員長

そういうことじゃなくて、これは基本的に参加できる人はみんな参加していただくということですから、自分の所属している地域別部会にとらわれないで、可能なところはやはり幅広く見ていただくということをお願いしたいと思いますが。

○ 嘉田委員

はい。

○ 寺田委員長

はい、どうぞ。

○ 嘉田委員

現地視察について要望なんですが、一般的な視察ではなくて、あくまでもこの基礎案に関連するようなある試行をしているとか、そういうところに的を絞って勉強をさせていただきたい。

それと特に、そのときに現場で担当している当事者の方あるいは地域の方などとの交流できる、あるいは意見を聴ける場が欲しいです。多様な意見が現場にあると思いますし、また担当者の中にもさまざまな見方があると思いますので、そのあたりの的を絞って逆にこちらから、このコースだったらこのこととこのことをきちんと見せていただきたい、という要望を出すような形で現地視察ができたらと思います。

先ほど三田村副委員長が言っていたように、かなりせっぱ詰まって私たちはある判断をしなければいけない段階にございますので、その辺ぜひともお願いいたします。

○ 川上委員

大変欲張った要望ですけれども、淀川水系流域委員会が提案をした事項に関してさまざまな協議会ですとか委員会ができております。例えば、河川レンジャーにつきましては宇治川、山科川の流域で一番最初に始められまして今、淀川管内に広がりつつありますけれども、そういう事柄につきましてもできれば意見交換といいますか、あるいは問題点などを伺えるようなチャンスをつくっていただきたいなと。

ただ、それが現地視察のコースの中でできるかどうかは、ちょっと検討していただく余地があると思いますけど。

○ 寺田委員長

嘉田さん、川上さんが言われたこと、みんなそのとおりで、いろいろ工夫をしなくちゃいけないと思うんですね。この4年の間でかなり現地視察をやりましたけど、当初はまさに現地を見ると、現地に臨んで何を学ぶかということをやったと思うんですけども。これからやるものはやはり目的意識を持って、何を主眼として現地を訪れるかということがなかったらいけないと思いますし、それからいろいろ関係者からのヒアリングを兼ねるということも場合によっては必要でしょうね。

だから、そういう工夫をする必要がありますので、私どもとしては、この現地視察の幾つかが具体化するというときには、そのチームの中で分担を決めて、何を例えばだれからどういうことを聞き取りするとか見るとかでもいいんですけども、そういうことをきちっと出し合って行ってもらおうと。ただ行程表だけ持って乗り込んで見て回るというふうなことじゃない現地視察、これを当然やる必要があると思いますから、そういうことは各現地視察チームごとに責任を持ってやっていただこうかなと思っております。

川上さんが言われたことは、先ほどの田中さんが言われた進捗状況の点検の具体的検討の1つの手法として現地でいろいろ関係者から聞くということ、まさに必要だと思いますから、この現地視察というものと一緒にできる部分もあればできない部分もあるかと思いますが、そういう工夫をぜひまた具体化するときにはお願いをしたいと思います。

ほかにありますか。はい、どうぞ。

○ 今本副委員長

勉強会についてちょっと教えてください。これは河川管理者が委員に講義してくれるというんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。講義という言葉が適切かどうか分かりませんが、当初この委員会では私ども河川管理者、それから委員会との間で心配していること、問題だと思っていること、ここの認識をなるべく同じにしようというところからスタートしたと思っています。その部分から。

○今本副委員長

私自身が希望しますのは、特に新しい委員の方とこれまでの委員の委員同士の間で、これまでになぜこういう提言をしてきたのか、なぜこういう意見書があったのか、恐らく新たな委員の方は、あの提言なり意見書に対して疑問なり反対の方もおられると思うんですよ。そういう中で、こういう形で出てきたんだということをもっと共有する必要があるんじゃないかと。河川のこんな整備計画なんてわざわざ説明してもらうほどのことないですよ。読めばわかりますよ。ですから、そのこのところよっぽど考えてやってくれないと時間の無駄になります。

河川管理者さんが先生になってやってくれるというんですから期待していますけどね。よろしくお願いします。

○綾委員

よろしいですか。綾です。

私、勉強会してほしいということは前回申し上げた1人だと思うんですけど、継続委員の方がそこに参加していらっしゃるということは、河川管理者に対して流域委員会の方はこういうぐあいに考えてこうなったんだ、ということを流域委員会の継続委員の方が説明してくれるということではないんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。今、考えておりますのは、私どもの方から説明をさせていただきますと。

ただ、その説明の中でキャッチボールをしながらこれまでやってきましたので、その何というんでしょうか、そのキャッチボールした過程というのも若干はお話はもちろんできるわけですが、それはいわば我々から見た見方であり、今綾委員の方からございましたように、委員会としてはもっとこういうことを新しい委員の方に伝えたいということがあれば、それは私どもからお話しするよりは委員会のこれまでの状況がわかっている方からお話しいただく方がよろしいかと思います。

○今本副委員長

私の考えでは、確かに河川管理者から整備計画の基礎案についての説明を聞きたい、これは必要だと思うんです。

ただ、委員同士の間での勉強会といいますか、意見交換会というのは一度は要るんじゃないかと思います。ですから、もしこの勉強会が全委員が集まるのでしたらその後にできるんですけど、3組に分れているもんですからそれも不可能です。どのような経緯でどういうつもりでこういう提言とか意見が出てきたのか、これを説明できる継続委員というのはもうやめておられる方もおられますので、非常に難しいかも知れません。

ただ、実りのあるようにするためには、それが必要なんじゃないかというわけです。

○寺田委員長

それでは、これは管理者の方からの一方的なレクチャーということにとどまらないように、継続委員と新しい委員さんの間での意見交換といいますか、そういうことも一定できるようにしていただくようにちょっと時間配分も考えていただいて、時間的にもなかなかこれはタイトな内容なんですけどね。朝から夕方5時ごろまでずっとやるという中身になっていますので、ちょっとその辺は進め方、また管理者の方とも協議させていただくということで、今、今本委員のも一定できるようにということでまずやってみましょうか。そんなことでね。

それでは、この議題はこういふことにさせていただきます。

4) 委員会の節目における情報整理等について

○寺田委員長

次が4番目、4) 委員会の節目における情報整理等。これは庶務の方からの提案でもありますので、庶務の方、お願いします。

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

委員会の節目における情報整理ということで、これまでいろんなデータとか資料関係の整理、それほどできてない状況で来てまして、それでこの新体制になるに当たってホームページのリニューアルとかその他、ちょっとほかに挙げているんですけど、こういったことを早急にやりたいということで書かせていただきました。

まず、ホームページのリニューアルですけども、これは使っていただければわかりますけども、徐々にやっぱり使いにくい状況になっています。それで、こういったものはやっぱりこの時期に一新したいということで3点挙げています。

それで2番目ですけども、この点に関しましては2月19日の運営会議の際に、節約の観点と、それとホームページ中に掲載されているということで、一応これは却下になっています。

ただし、机上資料としまして簡易製本ですね。こういったことをやらせていただきたいと思います。

3 番目ですけれども、委員会のパンフレット、これに関しても去年の同じ時期につくられたものなんですけどコンパクトにまとまっておりまして、ぜひこれをこの1年の成果を入れまして、また新体制の組織が固まった新しいものとして再編集したいということをお願いしたいと思います。

それで最後の4 番目ですけれども、委員会の方がある程度一般の方に対して固定化されてきています。一般傍聴者がですね。こういった活動をもう少し幅広くアピールしたいと。そこで、現在ニュースレターを出していますけれども、これを活用しまして、これまでのものを整理して合体本として新たな方にお出ししたいということを書いております。

以上、この4 点ぐらいやっていきたいと思いますので、ご理解よろしくをお願いしたいと思います。

○寺田委員長

今、庶務の方から報告をしていただいたことは、運営会議の方での検討、意見も基本にしてこういう方向でということを出していただいたものです。いろいろこの情報提供についてのツールというものを少しでも積極的に、また少しでも多くの方に、しかしながら余り経費をどんどん使うというんじゃなくて、やる必要があるというところからこのような方針でというふうに思っておりますので、もし特にご意見なければこういう方向で今回は進めさせていただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

○金盛委員

意見ではございません。要望をしておきます。要望もぜひ入れていただきたい要望であります。

2 番のダムについての意見書、それからこれこれの意見書の印刷製本の件であります、これはどういう体裁になるかわかりませんが、本文等については何ら意見ありません。要望の点は、ここにもありますように前体制の委員会であるということで、この議論に携わられた前委員会のメンバーの方の名簿というんでしょうか、そういうものをつけていただきたい。要望しておきます。

○寺田委員長

今、意見が出ましたので2 番目のことについてちょっと補充をしておきますと、この2 番目のところについては、この庶務の方からは委員会の意見を出してもらいたいということを出ておるわけですけれども、運営会議ではこのダムについての意見書、それから進捗点検、いずれもこれは中間とりまとめです。ダムについての意見書も意見書となっておりますが、中間的意見書です。したがって、これはこれまでのいわゆる基礎原案に対する意見書、もしくは提言と同じような扱

いじゃなくて、独立の意見書として印刷をしてお配りをするということはしないでおく方がいいんじゃないかと。これはそれほど時間を要せずして最終的な意見を取りまとめるための作業を今まさに開始をしているわけですから。

ただし、この4年の最後の時点でどういう意見が前の委員会の組織体制のもとで出たかということは、ホームページ上でいつでも見られるようになっておりますので、全文入っておりますので、それで十分ではないかというのが運営会議の意見でした。

できましたら、そういう形で2番のところは、新たには印刷製本はしないということにしたいというふうに思っておるんですけども。

金盛さん、はい、どうぞ。

○金盛委員

金盛です。再度、念を押すように申し上げるようで、申しわけありませんが。

これは大変大事な、しかも前委員さんの方々が随分時間を費やされてご議論なされた成果であると思っておりますので、その報告書はこの淀川流域委員会という名前で出されて当然であると思います。今までもそういう形になっているわけですけども。すでにこの報告書は相当地域の皆さんが持っておられるということでもあります。

2月にメンバーが相当かわりました。淀川の流域委員会の構成メンバーが相当といいましょうか、がらっとかわったと言ってもいいかもしれませんけど、人数も人もかわっているわけですね。したがって、報告書はそのことをやはりはっきりとしておく必要があると思うんですね。そうではないと新委員になったといいましょうか、淀川流域委員会をこういう組織にしたということの意義すらなくなるんじゃないかと。

ですから、この2つのことは、そのことをやはりはっきりと添えておく必要が私はあると思います。今までも添えるべきだったと思っております。

○寺田委員長

ちょっと最後がよくわからないんですけども、添えておくというのはどういう意味なんだろうかね。

○田中委員

少し委員長の方にうまく伝わらなかったと思うんですが、横から済みません、委員の名前を明記しておいてくださいということなんです。今の新しい委員会の委員じゃなくて、これを作成したときの委員会の委員の名前を付記しておいてくださいと。そういう要望ですね。

○ 金盛委員

そうです。

○ 寺田委員長

これは一番最初に委員会として出した中間とりまとめ、提言、別冊提言、基礎原案に対する意見書、住民意見反映についての意見書、この5つのダム事業についての意見書、それから整備内容シートについての中間とりまとめ、これだけのものを今までこの委員会として意見集約として出しておりますけども、そのいずれにも、その意見書自体に委員の名前を連ねるということはしておりません。これはだれがこの委員会の構成委員であるかは、どの情報の広報誌にも全部載っているわけです。ことしの委員構成がかわったということも、もちろんホームページにも今回のつくる新しい委員会ニュースにも載ります。だから、それを見れば、どういう委員の方々でもってその意見書がつけられたかということは、おのずから明らかなんですよ。

○ 金盛委員

それは少し異議があります。報告書、中間とりまとめにしても、この報告書はどういう組織で議論したんだということは、そこまでさかのぼって皆さんお読みになるはずは普通はないわけです。

特に私、2月にこれだけの委員の構成の変更がなければ、こんなことは申し上げません。しかし、半数近い人がかわっておるわけですから、大きな組織変更があったわけですから、これはこういうメンバーでまとめたものであるということを、明らかにしておくことが必要だと思っております。

○ 村上興正委員

いいですか、私の意見。

名前を載せるかどうかじゃなしに、前期の委員会が行った成果であるということをはっきりさせてほしいと思います。僕らが入ったときはもう新規の委員ですから、これはその前の人が出したものの。だから、これ、僕はやっぱり何期委員会というふうな形で書いた方がいいと思いますが、少なくとも今回私たちが入る前にできたものだということを明確にしてほしい。

○ 寺田委員長

まず、今さっき申し上げた中間とりまとめ、提言、それから基礎原案に対する意見書ですね。これは後ろに委員の一覧表が全部ついてます。それから各報告書は、もちろん年月日が全部入っています。だから今、金盛委員がおっしゃった一番最後に出た5つのダム事業についての意見書というものについては、もしもこれを印刷して出すという場合は同じ要領になると思います。

しかし、もう既に意見書は1月に出てしまっていますから、それは印刷した、製本したものじゃありません。

それを今ここでの提案は、前のグリーン色の意見書と同じように製本をして出すべしや否やということについてのお諮りをしているわけですね。だから、もしもこういうふうにして出すのであれば、それはおっしゃるとおり全部後ろには、これをつくるまでの審議経過から何回委員会やって、どういう委員によってこれをつくったかということが全部わかるようになっています。今度、今のダム事業についての意見書を出すのであれば、そういうことになることは間違いありません。

○金盛委員

もう一回だけ、済みません。

勘違いしておりましたようで、申しわけありませんでした。

ここに書いてあるとおり受け取りまして、意見書の印刷製本の必要性について意見をお聞きするとありましたので、私は出したらいいと思うんです。ただ、出すときには、そういう旧委員さんの名簿をつけて出すのが妥当であると思っておりまして、意見を申し上げました。申しわけございませんでした。

○寺田委員長

いえいえ、わかりました。

はい、どうぞ。

○川上委員

川上です。

このダムに関する意見書、それから琵琶湖水位操作についての意見書、それから進捗状況の点検についての意見書に関しましては、全員が数カ月間にわたって心血を注いでつくった成果であります。中間とりまとめとはいうもののですね。これはやはりきちっとした形で製本をして残しておくという変な言い方ですけども、そういう形にすべきだと私は考えております。

あわせて、その中にきょうの審議資料の2 - 2で配付されております委員会・地域別部会の開催経過について、これは400回ぐらいの会議を実は最初からやっているわけですね。これも収録していただいて、きちっとした形にした方がいいのではないかとこのように考えます。

○寺田委員長

今、2番のこのダム事業についての意見書と進捗状況についての中間とりまとめの意見書ですね。この2つについて印刷製本をして出したかどうかということについてのご意見を主にお聞き

しているわけですが、お二方の方からやはりそういうものを印刷したらどうかというご意見なんですけども、ほかご意見どうですか。

はい。

○ 中村委員

どれを印刷製本するのかということで行きますと、もう少し従来の印刷物と委員会としての位置づけ、それから今回議論しているものとの位置づけを明確にしないと、例えば1月22日に出ました「琵琶湖水位操作についての意見書（案）」ですね。それから、「基礎案の課題についての意見書（案）」の中間とりまとめなんですけど、十分委員会全体として議論して成果物になったかどうかというのは、若干いろんな意見があると思うんですね。それをやっぱり確認しなければ、なかなか委員会の成果物として印刷物にするというのが難しいと。

ダムの方はきちっとしたそういうプロセスをとりましたので、それはそれであり得るかなと。

ただ、案の方の中間とりまとめについては、かなり急いでやらざるを得なかったというようなこともありますので、もう少しきちっと考えた方がいいなという感じがしますが。

○ 寺田委員長

はい、どうぞ。

○ 岡田委員

ちょっと事情がわからないのでとんちんかなことを申し上げますが。

印刷するしないにかかわらず公表という形をとるのであれば、やっぱりそれはそこにかかわった方の名前がきちんと出るというのは当たり前のような気がするんですが。ただ、それが暫定というか、あるいはあくまである種のブレーンストーミングというか、ドラフトだということであれば、それはドラフトとして扱う。何か表現の仕方はあると思うんですけど。ですから、私は印刷するしないにかかわらず、公表しているか公表しないかがポイントのような気がするのですが。

ちょっと私、事情をわからずにとんちんかなことを申し上げたのかもしれませんが。

○ 寺田委員長

公表という点ではすべてが公表されているわけです。この意見書の検討もこういう公開の場で、そしてその最終的に承認されたこの意見書もすべて資料として参加された方には渡っておりますし、それから先ほど申し上げましたようにホームページにも載っているわけです。だから、いつの時点でこのような意見書が委員会として承認されたかということは、もうすべて明らかになっています、公表されています。

だから、今のこの提案は、これまでの意見書と同じように一冊の本として印刷をして、そしていろいろご希望の方に配付しようと、知ってもらうためにということをやるかやらないかということをやっとご意見をお聞きしているわけですからね。

はい。

○岡田委員

よろしいでしょうか。済みません。

事情はわかりました。同じことになるのかもしれませんが、印刷物でされるならやはり名前をきちんと明記すべきだと思いますし、そこまで必要がないのであればそれは私は構わないと思うんですが、今後はやはり公表するときには、どんな形であれそこにかかわったというある種の責任という意味でちゃんと委員会の、というか、その委員の名前というのは明記すべきではないかというふうに思うんですが、そこはいかがでしょう。

○嘉田委員

嘉田でございます。

名前の明記については既に皆納得だろうと思いますが、先ほどの中村委員の意見に対してなんですが、確かに水位操作と、それから基礎案に対する意見というのは最後、駆け込みで、それこそダムワーキングが何十回もワーキングをやっていたほどの議論はできていないです。とはいえ先ほどの金盛委員のおっしゃるように、ある区切りが必要だと思います。あの時点であれを公表したわけですから、私はやはり印刷はしてまとまりとして出すべきだろうという意見でございます。その上で次のワーキングなり、不足しているところは不足しているで次の議論を展開していったらいいわけで、前期の、あるいは1期の責任としてまとめておく方が区切りがよろしいというふうに思います。

○千代延委員

今、1つは案であるとかないかというのは案も取れてちゃんと委員会としてのものですから、これは委員会の責任で出されたもので、逆に言いますと、委員の皆さんは逃げることはできないんです。それを今ここでこういう立派なものに印刷するかどうか、それだけだと思うんですよね。するんなら名簿を入れなさいって、これは入れたらいいですけども、この次にやらなければならないことが多いのに、今まで随分時間もかけ、お金も使ってやってきたのに、そういうことまでするのか。これが印刷物にならなければ責任はだれのものかわからないというものではないと私は思うんです。ですから、次のことを急ぐ方が先で、今さらまた立派な製本をしてそれを我々の成果だと言って、それもいいかもしれませんが、これは二の次、三の次のことではないかと

思います。

以上です。

○ 寺川委員

私も今、嘉田委員の言われた意見に賛成なんですけど、中村委員が今、いわゆる案の段階でどうなのかという意見があったんですが、それは案がついているわけですから、それで公表もしていますし、この際きちっと区切りはしておいた方がいいと。

千代延委員の今おっしゃった部分も確かにあるんですけども、やはり取り扱い等、このような形で整理しておくとか、持ち運びとか、そのとき利用する、さらに多くの人に見ていただくという意味でも、多少確かにお金はかかるかと思うんですが、ある程度必要ではないかというふうに思いますので、できたらやはりきちっと製本し、その当時の委員も明記しておくということでいただけたらと思います。

○ 三田村副委員長

よろしいですか。

○ 寺田委員長

はい、どうぞ。

○ 三田村副委員長

一区切りしたからかなり立派な製本をするんだという議論は、余り正確じゃないと思います。内容が一区切りしたのであればそれでよろしいんですが、委員の任期が切れただけなんですね。そういう意味ではまだ継続している部分もあるということにおいては、私たちと河川管理者が共有するというような簡易製本でよろしいんじゃないかなと思います。その継続している部分については立派な製本はいずれ考えるということにしておいて、ここはおさめていただけませんかしょうか。

○ 寺川委員

それほどこだわりませんけれども、これが簡易製本なのか製本なのかですね。

○ 三田村副委員長

いえいえ、文房具屋さんに売っているようなもので。お金を使う必要はないと思いますから、そういう意味においては簡易製本でよろしいのかなと思っているだけです。

○ 寺川委員

私も簡易製本についてはこだわりません。

○寺田委員長

はい。

○金盛委員

金盛です。

ダムについての意見書は、私はそんなに軽いものではないと思っています。この段階で前委員さん方の長い、そして深い討論があって一定のものが1つ出ておるとしています。それで、それは大きな前委員さんの成果だと思っていますので、これは単なる冊子のようなものじゃ、配付資料のようなものじゃなくて、ここまでもうまとまっておりますし、現実には各所にこの意見書は出回っておるわけでありまして、関係者は皆持っているんです。ですから、私が申し上げておりますのは、印刷製本する必要性はあって、されたらいいと思っています。

ただそのときに、かわられた委員さん名簿を添付していただきたい、するのが妥当じゃないかと。こういうふうに申し上げておるんです。

○寺田委員長

ちょっと意見の集約をさせていただきたいと思います。

もともとこの提案は、一定のこういう出た意見書をどういう形で残しておき、もしくは公表するかということなんですね。今までは何月何日、委員会、資料何番というので出ているわけですね。そのままではいけないであろうと。その上で何月何日、それからこのダムについての意見書なら意見書というタイトルの意見書として、正式なものを保存しておく必要はもちろんありますから、それから一定希望のある方にはそれをお配りをしなくてはいけないと。そういう点ではプリントをしなくちゃいけないことは間違いないわけですね。

プリントをするについて、余りお金を使わないでつくろうではないかと。その意味は、先ほど二、三ご意見出ていますように、まだ残された課題の検討の過程段階での意見書だということもあります。そこで、先ほど来のご意見の中で、これまで出したような少しお金のかかったようなものではなくて、なるべく簡易製本といいますか、余りお金がかからないような形でつくるという点では、特別反対はないんじゃないかと思うので、そういう方向でとりまとめをさせていただくということでいかがですか。

そしたら、そんなことで議論をありがとうございました。

5) 委員会、部会等の今後の活動方針について

○寺田委員長

時間がかかって7時をもう10分過ぎましたので、最後の5) 番ですけども、今後の活動方針と

いうところです。

資料はその他の資料ということになっておりますが、今現在でほぼ予定されているスケジュールというものがここに挙がっています。これは各地域別部会の部会長さんあてに、4月の早い時期に第1回の地域別の部会を開催していただきたいということで、日程を調整していただいた結果、予定されている日時場所が書いてあります。

木津川上流の方は、会場はまだ調整中ということになっておりますけども、こういうふうな4月13日から20日までの間のスケジュールで地域別部会を開催させていただく。

なお、それに先立って先ほどのお話に出ました勉強会、これは委員による勉強会でありますけども、それを3月に開催をすると。

それから、この日程表には入っておりませんが、現地視察というものをなるべく早い時期に実施をすると。その時期もしくはどういうところにどういうことを獲得目標にして現地視察を行うかということは、地域別部会でも検討をお願いするということで、あとこれに加わるものとしましては、きょうご承認いただきました2つのテーマ別部会の構成をこの3月30日に運営会議で確定をさせていただいた上で、4月じゅうにできればこの2つのテーマ別部会も第1回を開催させていただきたいと。

その上で、地域別部会とテーマ別部会の第1回の開催をして、当面の検討課題とかというものについての検討方針を立てていただいた上で、全体委員会を5月の連休明け以降にできれば設定をさせてもらいたいなと思っております。日取りはまだ決めておりませんので、また皆さんの方のご都合をお聞きした上で、なるべくたくさんの方が出席していただける日時を選んで、5月の中旬前後というふうに考えていただいて開催をしたいと思っておりますので、そういうことの予定をお願いしたいと思います。

それで、審議事項の議題はこれで一応終わりになります。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

○寺田委員長

大分、長時間になって大変申しわけないんですけども、きょう傍聴していただいた皆さんの中で、ご意見のある方からご意見をお聞きしたいと思います。きょうは非常に事務的な内容の議題が多くて申しわけなかったんですけども、どなたかご意見を。

はい、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

時間がないので簡単にやります。京都の桂川流域の住民の酒井ですが。

やっぱりこんな委員会になっちゃったかというのが今度の委員長、大変だと思います。要は一言だけ、もう時間ないので。

住民参加のことについて、議会ですね。地方議会の方と国とのずれが確かにはっきりしてあるわけです。予算も決まっているいろいろな部分もあるわけです。それが流域委員会なり河川管理者のここで議論している内容がいかにか伝わってないかということがはっきりしていると思います。堤防にしたって環境の問題にしたって。その辺をしっかりと認識していただいて、議論をしていただきたいなど。

あと、その現地視察とかの場合、これも公開にしてほしい。地域のNPOとかNGOとか地域に詳しい住民の方というのはおられるわけですから、河川管理者の方は管理者なりの考え方を説明されて、それでわかったと。それは現場おりて川に入って、私もきのう川に入っていましたけれど、やっぱりそこまでやらんとこの流域委員会はよくならんと、ほかの流域委員会のモデルにはならんとと思います。

以上です。

○寺田委員長

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。

きょう、勉強会と現地視察についてなんですが、まず勉強会については、こんなことやってもらえるんだったら私も特訓してもらいたいなという感じで、できれば本当に傍聴できるやり方でもやっていただけたらうれしいなと思うんですが。それ以外にも新規の委員と継続の委員との意見交換会なんかは、ぜひ傍聴できる形でやっていただきたいと思います。

もう1つ、現地視察についてなんですが、行きたいところに行くというようなレベルではなくて、新規の委員はできれば全行程へ参加していただくということを基本としていただきたいと思います。また、継続委員の方も行ってないところには必ず行くぐらいの意欲で現地視察に取り組んでいただいて、やっぱり情報の共有を急いでいただきたいと思います。やっぱりこの人数の絞られた中で、できれば一丸になって情報を共有して活発な議論をしていただきたいと思いますということを望みます。

それと、済みません、この場を借りてお知らせなんですが、傍聴席から流域委員会を盛り上げようとウォッチャーズクラブを立ち上げることにしました。それで、できるだけ公平で公正なレ

ポートを作成したいと思いますので、皆様のご協力、アンケートをできるだけお寄せいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 寺田委員長

はい、ありがとうございました。

ほかにどなたかありませんか。

〔その他〕

○ 寺田委員長

ないようでしたら、きょうは時間が大分オーバーをしてしまいました。最後、庶務の方に今後のスケジュールの関係も兼ねて。

はい。

○ 今本副委員長

今本です。

地域別部会の変更希望です。先ほど本多委員が猪名川部会の方にも副委員長が入った方がいいと言われてましたので、私ができたら猪名川部会に参加させてください。

○ 寺田委員長

では、それは皆さんもご承認をいただきますように。よろしく。

それでは、庶務の方に返します。

○ 庶務（みずほ情報総研 中島）

今後の予定につきましては、先ほど委員長の方から説明があったような形になっております。

その他、庶務の方からは以上でございます。

○ 寺田委員長

はい、何か。

○ 本多委員

本多です。

最後になりまして申しわけないんですけども、きょう実は意見を言うよりも結果を見てから言った方がいいだろうなというようなものがありました。恐らく何度が委員会をやった後で言った方がいいのかもしれないですけども、そのときにこれが議題になってない可能性というのは十分あるんですね。そんなときに、恐らくこのその他のときにちょっと言わせていただく機会があると随分違うと思うんですが、今回のようにそんな意見を事前に言うとも限らなく、もう時間も来ているから早く終わりたいというのが一般的だと思って、その他がずっと流れてしまう可能性

があると思うんです。

できれば、事前通告制で前もってその他のところに、きょうはこういう議題はないけども、少し前のあれを言いたいとかというようなことを委員からも議題が提案できるように、それも突然その他のところで言われると時間がないので、できるだけ事前通告で前のあれについてはちょっとあのとき意見を言うより結果を見て今言いたい、とかというようなことが言える時間をつくっていただけるように運営面でお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○寺田委員長

それはぜひ出してください。ただちにそういうことはやりたいと思いますから。ちょっと事前にいただければ、それは時間設定いたしますので遠慮なく。

それでは、本日の委員会、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

○庶務（みずほ情報総研 中島）

長時間ご苦労様でした。

琵琶湖部会のメンバーの方にご連絡なんですが、若干打ち合わせをしたいということで、Room Jの方に琵琶湖部会の方、お集まりいただければと思います。よろしくお願いいたします。

Room Jは休憩で使った部屋と同じでございます。

〔午後 7時25分 閉会〕